

令和7年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）申込案内

【目次】

1 対象契約の概要及び契約予定者数	……	p. 1
2 申込受付期間及び受付場所	……	p. 1
3 申込に必要な資格要件等	……	p. 2
4 提出書類等	……	p. 2
5 注意事項	……	p. 7
6 問合せ先	……	p. 8

- 〔別紙 1〕 令和7年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）の概要
- 〔別紙 2〕 令和7年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）の見積合せ参加資格
- 〔別紙 3〕 令和7年度多摩水道整備工事・給水装置工事請負単価契約調査表
- 〔別紙 4〕 専任者写真台帳兼資格一覧、現場代理人、主任技術者写真台帳兼資格一覧及び専任者以外写真台帳兼資格一覧
- 〔別紙 5〕 契約書等の写しの例示
- 〔別紙 6〕 提出書類のとり方
- 〔別紙 7〕 主たる履行区域一覧
- 〔別紙 8〕 受注者版工事系システムの稼働条件
- 〔別紙 9〕 「緊急時の対応能力」について
- 〔資料 1〕 技術力等審査方式について
- 〔資料 2〕 各工事請負単価契約の評価内訳
- 〔様式 1〕 工事希望票兼予定監理技術者等調書
- 〔様式 2〕 経歴書

1 対象契約の概要及び契約予定者数

別紙1「令和7年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）の概要」のとおり

○ 「技術力等審査方式」による見積合せを行い、総合評価点の上位から契約者を定めます。詳細は、資料1「技術力等審査方式について」及び資料2「各工事請負単価契約の評価内訳」を参照してください。なお、見積合せの詳細については、後日、申込者あてお知らせします。

○ 申込者数が契約予定者数を上回った場合、見積合せしても契約できない場合があります。

2 申込受付期間及び受付場所

契約を希望される事業者は、会社名の最初の読みに応じて、以下のとおり指定された受付日時で申込をお願いします（会社名には、「株式会社」、「有限会社」等、会社の種類を表す名称は含めません。）。

例：「株式会社^{た ま}TAMA水道設備」⇒「た」から始まる事業者として令和7年1月8日（水）13：15～14：10

受付日	午前の部		午後の部		受付場所
令和7年 1月6日（月）			13：15 ） 14：10	く～こ から始まる事業者	多摩水道 立川庁舎 9階 会議室
			14：10 ） 15：05	き から始まる事業者	
			15：05 ） 16：00	か から始まる事業者	
			16：00 ） 16：55	う～お から始まる事業者	
令和7年 1月7日（火）	9：00 ） 9：55	い から始まる事業者	13：15 ） 14：10	や・ゆ から始まる事業者	
	9：55 ） 10：50	あ から始まる事業者	14：10 ） 15：05	み～も から始まる事業者	
	10：50 ） 11：45	よ～わ から始まる事業者	15：05 ） 16：00	ほ～ま から始まる事業者	
			16：00 ） 16：55	は～へ から始まる事業者	
令和7年 1月8日（水）	9：00 ） 9：55	な～の から始まる事業者	13：15 ） 14：10	た から始まる事業者	
	9：55 ） 10：50	と から始まる事業者	14：10 ） 15：05	す～そ から始まる事業者	
	10：50 ） 11：45	ち～て から始まる事業者	15：05 ） 16：00	し から始まる事業者	
			16：00 ） 16：55	さ から始まる事業者	

【注意】

- 混雑緩和のため受付時間を指定しております。ご理解とご協力をお願いします。
- 受付期間内であれば指定の日時以外でも受付可能ですが、表記の順番を優先とさせていただきます。指定の日付等の変更を希望される場合は、事前にご連絡ください。なお、申込受付の最終日（令和7年1月8日（水））を過ぎた場合は、申し込むことができません。
- 可能な限り最少人数で来庁いただきますようお願いいたします。
- 受付当日に体調のすぐれない方は、可能な限り社内で来庁者の調整をお願いします。
- 感染症対策については各自の責任で対応をお願いします。

3 申込に必要な資格要件等

別紙2「令和7年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）の見積合せ参加資格」のとおり

- 契約履行に当たっての帳票等の作成はパソコンで行っていただきますので、パソコン等の機器が必要です。パソコンの動作環境については、別紙8「受注者版工事系システムの稼働条件」を参照してください。

4 提出書類等

（1）受付時に提示・提出していただくもの

ア 「令和5・6年度東京都受付票」（原本）（提示）

- 実印の押印があり、かつ裏面に実印の印鑑登録証明書が貼り付けてあるもの。
- 代理人印又は使用印の欄がある場合は、代理人印又は使用印の押印があること。

イ 「令和7・8年度東京都受付票」（写し）（提示）

- 令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査へ申請した後に印刷したもの。
- 申込時点では、実印の押印及び印鑑登録証明書の貼付けがされていなくても差し支えありません。

ウ 適格請求書発行事業者の登録通知書の写し（提出） ※該当者のみ

- 適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格請求書発行事業者公表サイト（国税庁ホームページ：<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>）の写しを提出してください。
なお、適格請求書発行事業者の登録は必須ではありません。

（2）とじ込んで提出していただくもの

- （3）及び（4）のうち、各申込契約に該当する書類を原本としてまとめて1部提出してください。
⇒ 複数の契約を申し込む場合でも、書類を1部にまとめてください。
- 原本とは別に、副本として次の書類を申込契約ごとに1部ずつ提出してください。
 - ① 本項（3）ア
工事希望票兼予定監理技術者等調書の写し
 - ② 本項（3）イ
別紙3「令和7年度多摩水道整備工事・給水装置工事請負単価契約調査表」の写し
 - ③ 本項（3）カ

別紙9「緊急時の対応能力について」

④ 本項（3）キ

別紙4（1/9）～（2/9）「専任者写真台帳兼資格一覧」（多摩水道整備工事）

⇒ 副本は、カラーコピーで構いません。

ただし、資格者の顔が完全に判別できるものに限りします。

⑤ 本項（3）ク

別紙4（3/9）～（4/9）「現場代理人、主任技術者写真台帳兼資格一覧」（給水装置工事（〇〇市））

⇒ 副本は、カラーコピーで構いません。

ただし、資格者の顔が完全に判別できるものに限りします。

⑥ 本項（3）ケ

別紙4（5/9）～（6/9）「専任者以外写真台帳兼資格一覧」

⇒ 副本は、カラーコピーで構いません。

ただし、資格者の顔が完全に判別できるものに限りします。

○ 各書類のとじ方の詳細は、別紙6「提出書類のとじ方」を参照してください。

（3）提出書類（調査票・写真台帳等）※白黒印刷可（ただしキ、ク、ケの各資格者のカラー写真を除く）

【注意】 調査表、写真台帳等の提出書類は、必ず令和7年度版の様式で作成してください。

ア 工事希望票兼予定監理技術者等調書（原本）

○ 様式1を使用してください。

○ 配置予定技術者欄の記入は不要です。

イ 別紙3「令和7年度多摩水道整備工事・給水装置工事請負単価契約調査表」

○ 多摩水道整備工事に申し込む場合は、希望する主たる履行区域を1つ記入してください。

給水装置工事に申し込む場合は、事業所が所在するサービスステーション名を記入してください。ただし、令和4年度～令和6年度に「給水装置工事（〇〇市）」を契約していた方は、契約していた工事の履行区域を管轄するサービスステーション名を記入してください。

○ 常用雇用者（資格者以外）は、申し込む工事に従事する全員を記入してください。

○ 別紙3（8/9）～3（9/9）の記入例をよく読んで記入してください。

ウ 東京都指定給水装置工事事業者証の写し

○ 給水装置工事（〇〇市）は、令和7年4月1日時点で東京都又は他の水道事業体の指定を受けてから2年以上経過していることが必要です。

また、東京都の指定を受けてから2年に満たない場合は、他の水道事業体の指定給水装置工事事業者証の写しもあわせて提出してください。

エ 「建設業許可証明書」又は「建設業許可通知書」の写し

オ 「経営事項審査結果通知書」の写し

○ 令和7年4月1日時点で有効なもの（審査基準日が令和5年9月2日以降のもの）。

○ 複数ある場合は、審査基準日が直近のもの。

- 申請中で、有効な通知書が手元がない場合は、申込時に申請書の写しを提出し、更新処理後に改めて提出してください。

カ 別紙 9 「緊急時の対応能力について」

- 申込契約ごとに用紙が異なりますので、注意してください。
- 契約ごとに提出する副本にとじてください。(原本には不要です)

キ 別紙 4 (1/9) ～ (2/9) 「専任者写真台帳兼資格一覧」(多摩水道整備工事)

- 保有する資格を全て記入してください。
- 各資格者のカラー写真(6か月以内に撮影したカラー写真又は印刷)を貼り付けてください。
- 別紙 4 (7/9)の記入例をよく読んで記入してください。

ク 別紙 4 (3/9) ～ (4/9) 「現場代理人、主任技術者写真台帳兼資格一覧」(給水装置工事(〇〇市))

- 保有する資格を全て記入してください。
- 各資格者のカラー写真(6か月以内に撮影したカラー写真又は印刷)を貼り付けてください。
- 別紙 4 (8/9)の記入例をよく読んで記入してください。

ケ 別紙 4 (5/9) ～ (6/9) 「専任者以外写真台帳兼資格一覧」

- 専任者以外の資格者を全て記入してください。
- 保有する資格を全て記入してください。
- 各資格者のカラー写真(6か月以内に撮影したカラー写真又は印刷)を貼り付けてください。
- 別紙 4 (9/9)の記入例をよく読んで記入してください。

コ 工事实績等を確認できる契約書等の写し ※該当者のみ

- 別紙 5 「契約書等の写しの例示」を参照し、対象期間に成績評定が通知されたすべての案件の契約書等の写しを提出してください。

(4) 提出書類(配置予定技術者の雇用及び資格を証明する書類) ※カラー印刷のみ可

【雇用確認の書類(会社名の記載がないものは不可)】

- ① 健康保険被保険者証の写し
⇒「健康保険被保険者証」で雇用の証明ができない場合は、次のいずれかの書類の写し
 - ② 国民健康保険被保険者証の写し
 - ③ 登記事項証明書の役員名簿欄の写し(発行後3か月以内のもの。会社役員等の場合)
 - ④ 住民税特別徴収税額の通知書又は変更通知書の写し
 - ⑤ 雇用保険被保険者資格等確認通知書(被保険者通知用)の写し
これらいずれの書類でも資格者の常用雇用の証明ができない場合は、あらかじめ当局(6問合せ先参照)へお問い合わせください。
- 会社名と個人名が併記され、資格者の常用雇用が確認できる書類である必要があります。
 - 年度の途中で、賃金台帳等により雇用状況を確認する場合があります。

【注意】

- 雇用及び資格を証明する書類は、全てカラーコピーで提出してください。
- 「健康保険被保険者証」、「国民健康保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格等確認通知書（被保険者通知用）」の写しを提出する際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、以下の見本のとおりマスキングを施してください。

《見本》 健康保険被保険者証の場合

健康保険 本人（被保険者）
被保険者証

記号 〇〇〇〇 令和〇年〇月〇日交付 番号 〇〇〇〇

氏名 水道 太郎 性別 男

生年月日 〇〇 〇〇年 〇月 〇〇日

資格取得年月日 〇〇 〇〇年 〇月 〇〇日

事業所所在地 〇〇市 〇〇〇 〇-〇-〇

事業所名称 株式会社 〇〇〇

保険者番号 〇〇〇〇〇〇

保険者名称 〇〇〇〇〇〇

保険者所在地 東京都〇〇市〇〇〇-〇-〇

記号、番号、保険者番号欄をマジック等で塗りつぶしてください。

QRコードがある場合はQRコードもマジック等で塗りつぶしてください。

ア 現場代理人として提出する書類

雇用確認の書類（申込締切日時点で常用雇用されていること。）

イ 主任技術者として提出する書類

次の（ア）及び（イ）～（エ）のいずれかを提出してください。

（ア）雇用確認の書類（申込締切日時点で雇用期間が3か月以上あること。）

（イ）「監理技術者資格者証」（表・裏）の写し

監理技術者講習修了年月日が令和2年1月1日以降のものであること。

（ウ）建設業法第7条第2号イ又はロに記載の実務経験を有する者

⇒ 経歴書

様式2を使用してください。

また、職歴欄には、実務経験を確認できる具体的な工事名等も記載してください。

（エ）建設業法第7条第2号ハに該当する資格の合格証明書等の写し

a 多摩水道整備工事

・土木施工管理技士（1，2級）

⇒「合格証明書」

・技術士（上下水道等）

⇒「第2次試験合格証」、「技術士登録証」、「会員証」、「技術士登録等証明書」

b 給水装置工事（〇〇市）

・管工事施工管理技士（1，2級）

⇒「合格証明書」

・技術士（上下水道等）

⇒「第2次試験合格証」、「技術士登録証」、「会員証」、「技術士登録等証明書」

・給水装置工事主任技術者

⇒「給水装置工事主任技術者免状」、「給水装置工事主任技術者証」

※給水装置工事主任技術者試験の合格者に送付される合格証書は、主任技術

者として提出する書類としては認めませんので、注意してください。
※給水装置工事主任技術者の資格により申し込む場合は、申込締切日時点で資格取得後1年以上の実務経験を有している必要があります。

ウ 配水管工として提出する書類

(ア) **雇用確認の書類**（申込締切日時点で常用雇用されていること。）

(イ) **(公社) 日本水道協会が発行する「配水管技能者登録証（大口径）」の写し**

配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、更新時講習会受講日（大口径）が記載された大口径管技能者登録証の発行を受けている必要があります。

なお、申込締切日時点で大口径実技講習会を受講できていない方は、「配水管技能者登録証更新申請書」の写し、「更新時講習会申込書」の写し、又は「受講決定通知書」の写しのいずれかを「配水管技能者登録証（大口径）」の写しとともに添付してください。

(ウ) **スーパー配管工として提出する書類（スーパー配管工として配置する場合のみ）**

a 第1回から第14回までのスーパー配管工認定者

「スーパー配管工加点期間更新認定証」の写し

⇒「スーパー配管工認定証」の写しは不要です。

b 第15回から第19回までのスーパー配管工認定者

「スーパー配管工認定証」の写し

エ 給水装置工事主任技術者として提出する書類（給水装置工事（〇〇市）の技術評価対象資格）

(ア) **雇用確認の書類**（申込締切日時点で常用雇用されていること。）

(イ) **「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」の写し**

⇒ 給水装置工事主任技術者試験の合格者に送付される合格証書は、給水装置工事主任技術者として提出する書類としては認めませんので、注意してください。

オ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者として提出する書類（多摩水道整備工事）

(ア) **雇用確認の書類**（申込締切日時点で常用雇用されていること。）

(イ) **「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」又は「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」の写し**

カ 貯水槽清掃作業監督者として提出する書類（多摩水道整備工事）

(ア) **雇用確認の書類**（申込締切日時点で常用雇用されていること。）

(イ) **「貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書」の写し**

⇒ 貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の更新時に貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講し、有効期限が記載された貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の発行を受けている必要があります。

なお、申込締切日時点で貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講できていない方は、「貯水槽清掃作業監督者再講習会受講申込書」の写し、又は「受講決定通知書」の写しいずれかを「貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書」の写しとともに添付してください。

キ 配水管からの分岐・穿孔、配管工事に従事する者として提出する書類（多摩水道整備工事）

次の（ア）及び（イ）～（ウ）のいずれかを提出してください。

(ア) **雇用確認の書類**（申込締切日時時点で常用雇用されていること。）

(イ) **（公財）給水工事技術振興財団が発行するいずれかの写し**

①給水装置工事配管技能者講習会修了証書

②給水装置工事配管技能者講習会修了者証

③給水装置工事配管技能者検定会合格証書

④給水装置工事配管技能者検定会合格者証

⑤給水装置工事配管技能者認定証

⑥給水装置工事配管技能者証

(ウ) **当局が発行する「分岐穿孔実務経験者確認証」の写し**

ク 石綿作業主任者として提出する書類（多摩水道整備工事）

(ア) **雇用確認の書類**（申込締切日時時点で常用雇用されていること。）

(イ) **「石綿作業主任者技能講習修了証」又は「特定化学物質等作業主任者技能講習修了証（平成18年3月まで）」の写し**

ケ 管工事施工管理技士として提出する書類（給水装置工事（〇〇市）の技術評価対象資格）

(ア) **雇用確認の書類**（申込締切日時時点で常用雇用されていること。）

(イ) **「管工事施工管理技士（1，2級）技術検定合格証明書」の写し**

コ 配管技能士として提出する書類（給水装置工事（〇〇市）の技術評価対象資格）

(ア) **雇用確認の書類**（申込締切日時時点で常用雇用されていること。）

(イ) **「配管技能士（1，2，3級）技能検定合格証書」等の写し**

5 注意事項

(1) 資格者の配置等について

- ① 多摩水道整備工事請負単価契約においては、**専任の現場代理人（1名）、主任技術者（1名以上）及び配水管工（1名以上）**を必要としています。

専任として配置した資格者は、多摩水道整備工事請負単価契約以外の契約において資格者として配置することはできません（同一契約内で複数の資格を兼任することは可能です。）。

ただし、主任技術者及び配水管工について、**2名目以降**は他の工事請負単価契約（多摩水道緊急工事又は給水装置工事（〇〇市））の資格者として兼ねることを可能としています。

- ② 給水装置工事（〇〇市）請負単価契約においては、**専任の現場代理人（1名）**を必要としています。専任として配置した資格者は、給水装置工事（〇〇市）請負単価契約以外の契約において資格者として配置することはできません（同一契約内で複数の資格を兼任することは可能です。）。

- ③ 他の公共工事等に専任で配置されている資格者は、当局発注の工事請負単価契約（多摩水道整備工事、給水装置工事（〇〇市））の各資格者（専任者及び専任者以外）には配置できません。同様に、当局発注の工事請負単価契約に配置した各資格者（専任者及び専任者以外）は、契約期間内に他の公共工事等に専任で配置することはできません。

- (2) 契約後、資格者に変更が生じ、契約ごとの施工体制評価点が下がる場合には、申込時点の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、原則、当該契約において新たな発注は行いません。
また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がありますので、注意してください。
- (3) 工事現場ごとに必要な資格者については、常駐を義務付けます。
- (4) 「関係する会社等」に該当する会社同士で同一の契約に申込することはできません。「関係する会社」の詳細は、東京都電子調達システムの“資格審査申請の手引”に掲載されている「令和7・8年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引（定期申請用）」《「関係する会社等」の基準について》(P.26～)をご覧ください。
- (5) 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月5日付22水経契第368号）第3条第1項又は、第2項に基づく排除措置期間中は、申し込むことができません。
- (6) 同一の事業者が複数の給水装置工事（〇〇市）請負単価契約に申し込むことはできません。
- (7) 都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準に基づく、指定の効力停止期間が令和7年4月1日以降にある場合は申し込むことができません。
- (8) 契約後、都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準に基づく指定の取消し処分を受けた場合は、契約を解除します。
また、指定の効力停止処分を受けた期間は新たな発注を行わないことに加え、単価契約工事の施工をすることができません。
- (9) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。
- (10) 多摩水道整備工事については、契約後速やかに工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報の受注登録が必要になります。
- (11) 見積合せは郵送で実施します。

6 問合せ先

(1) 工事内容又は提出書類に関する問合せ先

多摩水道改革推進本部 調整部 技術指導課 工務担当
多摩水道立川庁舎 8階 （立川市緑町6-7）
ダイヤルイン 042-548-5416

上記部署において、令和6年度（多摩）工事請負単価契約の「特記仕様書」及び「請負単価表」の閲覧ができます。

(2) 契約に関する問合せ先

- 1 多摩水道整備工事請負単価契約
- 2 給水装置工事（立川市、国分寺市、国立市）請負単価契約
- 3 給水装置工事（府中市、小金井市）請負単価契約
- 4 給水装置工事（東久留米市、清瀬市、西東京市、小平市）請負単価契約
- 5 給水装置工事（東大和市、武蔵村山市、東村山市）請負単価契約
- 6 給水装置工事（青梅市、瑞穂町、奥多摩町）請負単価契約
- 7 給水装置工事（あきる野市、福生市、日の出町）請負単価契約
- 8 給水装置工事（多摩市、稲城市）請負単価契約
- 9 給水装置工事（調布市、三鷹市、狛江市）請負単価契約
- 10 給水装置工事（町田市）請負単価契約
- 11 給水装置工事（八王子市）請負単価契約
- 12 給水装置工事（日野市）請負単価契約

1、2、3、4、5、6、8、9、10、11 **及び** 12 の契約について

経理部 契約課 工事契約担当

都庁第二本庁舎 2 1 階 （新宿区西新宿 2－8－1）

ダイヤルイン 03－5320－6403

7 の契約について

多摩水道改革推進本部 調整部 管理課 契約担当

多摩水道立川庁舎 9 階 （立川市緑町 6－7）

ダイヤルイン 042－548－5012

令和 7 年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）の概要

受付期間 令和 7 年 1 月 6 日（月）～ 1 月 8 日（水）

午前の部： 9：00 から 11：45 まで

午後の部： 13：15 から 16：55 まで

※ 1 月 6 日は午後の部のみ

整理 番号	業種	契約件名	履行区域	工事概要	契約 予定者数	契約 期間	受付 場所
1	水道 施設 工事	多摩水道整備工事 請負単価契約	東京都 多摩地区内 及び 近接区域	(1) 整備工事 ア 速やかな対応が必要な新設、撤 去及び取替工事 イ 総価契約で不調となった案件で、 施工期限が決められている管工事 ウ 施工時間帯や日々の施工延長に制限を 受ける管工事 エ 私道内給水管整備工事 オ その他当局が必要と認める工事 (2) 小規模工事 ア 小規模で点的に残っている取替対象 管のうち、1 か所当たりの取替延長が おおむね 20m 程度までの工事 イ 計画的な配水調整作業に伴う保安設備工 ウ 直結切替増径工事 エ その他当局が必要と認める小規模工事	130 者	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	多摩水道改革推進本部 立川庁舎 9 階会議室
2	給排水 衛生 工事	給水装置工事 (立川市、国分寺市、国立市) 請負単価契約	立川市 国分寺市 国立市	(1) メータ引換工事（検定有効期限の満了又は 異状等に伴うメータ引換え及び引上げ）及び これに伴う水道使用者等への事前連絡 (2) メータ取付工事及びメータ取外工事 (3) メータ位置変更工事 (4) 止水栓設置工事 (5) メータ隔測化工事 (6) PHS を用いた水圧確認機器関連工事 (7) その他当局が必要と認める工事	15 者		
3		給水装置工事 (府中市、小金井市) 請負単価契約	府中市 小金井市		20 者		
4		給水装置工事 (東久留米市、清瀬市、西東京市、 小平市) 請負単価契約	東久留米市 清瀬市 西東京市 小平市		29 者		
5		給水装置工事 (東大和市、武蔵村山市、東村山市) 請負単価契約	東大和市 武蔵村山市 東村山市		19 者		
6		給水装置工事 (青梅市、瑞穂町、奥多摩町) 請負単価契約	青梅市 瑞穂町 奥多摩町		11 者		
7		給水装置工事 (あきる野市、福生市、日の出町) 請負単価契約	あきる野市 福生市 日の出町		15 者		
8		給水装置工事 (多摩市、稲城市) 請負単価契約	多摩市 稲城市		11 者		
9		給水装置工事 (調布市、三鷹市、狛江市) 請負単価契約	調布市 三鷹市 狛江市		8 者		
10		給水装置工事 (町田市) 請負単価契約	町田市		14 者		
11		給水装置工事 (八王子市) 請負単価契約	八王子市		13 者		
12		給水装置工事 (日野市) 請負単価契約	日野市		7 者		

(注意事項)

・今回の申込から契約予定者数より「程度」が削除となりました。「技術力等審査方式」（資料 1 参照）による見積合せ後、総合評価点の上位から契約者を定めます。このため、申込者数が契約予定者数を上回った場合、見積合せしても契約できない場合があります。

(備考)

- ・資格要件を満たさない方は、申込できません。
- ・申込後に資格要件を満たさないことが判明した場合、申込は無効となります。
- ・申込に必要な資格要件は、別紙 2「令和 7 年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）の見積合せ参加資格」のとおりです。

注 上記内容には、変更が生じる場合があります。

令和7年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）の見積合せ参加資格

別紙2

契約件名	多摩水道整備工事	給水装置工事（〇〇市）
契約方式	技術力等審査方式	
東京都建設工事等競争入札参加資格	申込締切日時点の東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種〔04 水道施設工事〕の有資格者でEランク以上であること。 令和5・6年度の東京都受付票、令和7・8年度の東京都受付票を提示すること。 資格申請時の「関係する会社等」に該当する会社同士で同一の契約に申込をしていないこと。 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月5日付22水経契第368号）第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中でないこと。	
建設業の許可	水道施設工事業の許可を受けていること。	管工事業の許可を受けていること。
経営事項	水道施設工事業又は土木工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状態にないこと。	管工事業の経営事項審査を受け、かつ経営不振の状態にないこと。
指定事業者	東京都指定給水装置工事業者の指定を受けており、かつ都指定給水装置工事業者の違反事実に係る処分基準に基づく指定の効力停止期間が令和7年4月1日以降にないこと。 なお、給水装置工事（〇〇市）は、これに加えて、東京都又は他の水道事業者の指定を受けた日から引き続き2年以上経過していること（令和5年4月1日以前から引き続いて指定を受けていること。）。	
業務体制	事業所は、業務に即応できるように、多摩地区に所在していること。	事業所は、履行区域内（サービスステーションごと）に所在していること。
	また、速やかに業務遂行に必要な人員、車両及び資機材を配備できること。	ただし、申し込む契約において令和4年4月1日以降で実績があるものは、速やかに履行区域内に到着できること。
	建設副産物（建設発生土、建設廃棄物）を、「東京都建設リサイクルガイドライン」に沿って適正に処理できること。	
	契約履行開始時まで、別紙8「受注者版工事系システムの稼働条件」のとおりパソコンの動作環境を整備すること。 契約履行開始時まで、パソコンで電子メールを利用できる環境が整備されていること。	
必要資格者数等	① 現場代理人 1名 ② 主任技術者 1名以上 ③ 配水管工（大口径） 1名以上 ④ 給水装置工事主任技術者 1名以上 ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 1名以上 ⑥ 貯水槽清掃作業監督者 1名以上 ⑦ 配水管からの分岐・穿孔、配管工事に従事する者 1名以上 ⑧ 石綿作業主任者 1名以上	① 現場代理人 1名 ②' 主任技術者 1名以上 ④ 給水装置工事主任技術者 1名以上
	注1 各資格者については、本契約申込締切日時点（令和7年1月8日。以下「申込締切日」という。）で常用雇用していること。 ただし、主任技術者に限り、申込締切日時点で雇用期間が3か月以上あること。 注2 各資格者については、申込締切日時点で資格を有していること。 注3 資格者は、同一契約内で同一人物が兼務することは認められる。ただし、契約ごとに施工体制が確保できる人数を配置しなければならない。 注4 ①は、契約ごとに専任者が必要であり、他の契約の資格者を兼ねることはできない（同一契約内であれば兼務可能。）。 注5 ②③は、契約ごとに1名以上の専任者が必要であり、専任者は他の契約の資格者を兼ねることはできない（同一契約内であれば兼務可能。）。 ただし、契約ごとに1名以上の専任者がいる場合、その専任者以外（③は（公社）日本水道協会に配水管技能者登録（大口径）とされている者に限る。）は、他の契約の資格者を兼ねることができる。この場合、兼務可能な契約の範囲は、注8のとおりとする。 注6 ②' ④⑤⑥⑦⑧は、複数の契約の資格者を兼ねることができる。この場合、兼務可能な契約の範囲は、注8のとおりとする。 ただし、他の契約において専任が求められる資格者との兼務はできない。 注7 ②②' の主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ、又はハに該当する者とする。 ただし、②' の主任技術者を給水装置工事主任技術者の資格により申し込む場合は、申込締切日時点で資格取得後1年以上の実務経験を有すること。 注8 多摩水道緊急工事請負単価契約、多摩水道整備工事請負単価契約又は給水装置工事（〇〇市）請負単価契約に配置する専任者以外の資格者は、これらの契約間においてのみ兼務可能とする。 注9 ③配水管工（大口径）は、（公社）日本水道協会に配水管技能者登録（大口径）されている者とする。ただし、配水管技能者登録証の更新時に大口径実技講習会を受講し、更新時講習会受講日（大口径）が記載された大口径管技能者登録証の発行を受けていること。なお、申込締切日時点で大口径実技講習会を受講できていない場合は、「配水管技能者登録証更新申請書」の写し、「更新時講習会申込書」の写し、又は「受講決定通知書」の写しのいずれかを「配水管技能者登録証（大口径）」の写しとともに添付すること。 注10 ⑥貯水槽清掃作業監督者については、貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の更新時に貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講し、有効期限が記載された貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の発行を受けている必要がある。申込締切日時点で貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講できていない場合は、「貯水槽清掃作業監督者再講習会受講申込書」の写し、又は「受講決定通知書」の写しいずれかを「貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書」の写しとともに添付すること。	

（裏面に続く）

令和 7 年度多摩水道工事請負単価契約（整備・給水装置）の見積合せ参加資格

別紙 2

契約件名	多摩水道整備工事	給水装置工事（〇〇市）
工事实績及び技術力の資格要件	水道の専門技術及び施工能力を有し、かつ次の各工事实績があること。	
	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① 令和 4 年度から令和 6 年度までのいずれかに、「多摩水道緊急工事請負単価契約」又は「多摩水道整備工事請負単価契約」を契約していること。 ③ 多摩地区において、E ランク以上の当局配水管の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事（水道施設案件工事）を令和 2 年 4 月 1 日以降施工しており、令和 6 年 1 2 月 3 1 日までに成績評定が通知された工事实績が 3 件以上あること。 なお、工事实績を下請負工事で申請する場合は、工種に配管工事が含まれた一次下請負までを対象とし、契約書の表紙の写し、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の提出により、一次下請負であること、工種に配管工事が含まれること及び下請負契約工期を証明することを必要とする。下請負工事实績は、下請負工事 2 件を 1 件の工事实績、又は、全ての下請負契約工期を合計し 3 0 0 日につき 1 件の工事实績のいずれかによりカウントする。	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① 令和 4 年度から令和 6 年度までのいずれかに、「給水装置工事（〇〇市）請負単価契約」を契約していること。 ② 多摩地区において、当局給・配水管（口径 7 5 mm 以上）の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事（水道施設案件工事）を令和 4 年 4 月 1 日以降施工しており、令和 6 年 1 2 月 3 1 日までに成績評定が通知された工事实績が 1 件以上あること。 なお、工事实績を下請負工事で申請する場合は、工種に配管工事が含まれた一次下請負までを対象とし、契約書の表紙の写し、当局で受理した下請負届、下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の提出により、一次下請負であること、工種に配管工事が含まれること及び下請負契約工期を証明することを必要とする。下請負工事实績は、下請負工事 2 件を 1 件の工事实績、又は、全ての下請負契約工期を合計し 3 0 0 日につき 1 件の工事实績のいずれかによりカウントする。

※ 下請負契約工期は、配水管工事標準仕様書の工期の定義に準じて算定します。

令和 7 年度多摩水道整備工事・給水装置工事請負単価契約調査表

※原本 1 部を作成の上、写しを申込契約数だけ作成し、原本は工事希望票などと共につづり込みます。

ふ り が な 商 号 又 は 名 称			
ふ り が な 代 表 者 名			
給水装置工事業者	指定番号第 () 号	有効期限 (令和 年 月 日)	
所 在 地	〒		
電 話 ・ 面 積	電話	事務所面積	m ²
資 材 置 場	所在地		
所 在 地 ・ 面 積		置場面積	m ²
ふ り が な 記 入 担 当 者 名		連絡先tel	
メールアドレス		@	

- 1 申し込む契約の整理番号を全て「○」で囲んでください。
- 2 履行区域欄の記入は以下のとおりとします。
 - (1) 多摩水道整備工事
希望する主たる履行区域を 1 つ記入してください。
 - (2) 給水装置工事 (〇〇市)
事業所が所在するサービスステーション名を記入してください。ただし、令和 4 年度～令和 6 年度に「給水装置工事 (〇〇市)」を契約していた方は、契約していた工事の履行区域を管轄するサービスステーション名を記入してください。

なお、履行の適正を期するため、事業所の所在地や、人員、車両及び資機材の配備状況について、適宜、水道局が確認を行います。

整理番号	契約件名	履 行 区 域
①	多摩水道整備工事	管路管理事業所 ・ 分 室
②	給水装置工事 (〇〇市)	サービスステーション

※履行区域については、別紙 7 「主たる履行区域一覧」を参照してください。

※水道局使用欄

受付欄	多摩整備欄	給水装置欄

申込契約がない場合は「×」を記入する。

多摩水道整備工事 専任者(現場代理人、主任技術者、配水管工)配置予定及び資格一覧

- 現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入してください。
- 主任技術者は、資格内容を記入してください。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
- 取得している資格に「○」を記入してください。
ただし、第15回から第19回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第14回までのスーパー配管工認定者のうち加算期間更新者として認められた配水管工は、配水管工欄に「S」と記入してください。
- 別紙4(2/9)「専任者写真台帳兼資格一覧」と同じ順番で記入してください。

申込契約	配置予定者	現場代理人	主任技術者	配水管工	給水装置工事主任技術者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	貯水槽清掃作業監督者	配水管からの分岐・穿孔、配管工事に従事する者	石綿作業主任者
多摩水道整備工事	1 フリガナ 氏 名	○							
	2 フリガナ 氏 名								
	3 フリガナ 氏 名								
	4 フリガナ 氏 名								
	5 フリガナ 氏 名								
	6 フリガナ 氏 名								

給水装置工事(〇〇市) 現場代理人、主任技術者配置予定及び資格一覧

- 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入してください。
- 主任技術者は、資格内容を記入してください。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」○級管工事施工管理技士→「○級管工事」建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
- 取得している資格に「○」を記入してください。
ただし、申込締切日(令和7年1月8日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「@」を記入すること。
- 給水装置工事主任技術者として他の工事請負単価契約と兼務する場合は、「○」を記入してください。
その場合、別紙3(3/9)「専任者以外配置予定及び資格一覧」にもその方の名前と資格を記入してください。
- 別紙4(4/9)「現場代理人、主任技術者写真台帳兼資格一覧」と同じ順番で記入してください。

申込契約	配置予定者	現場代理人	主任技術者	給水装置工事主任技術者	管工事施工管理技士(1, 2級)	配管技能士(1, 2, 3級)	他の契約と兼務
給水装置工事(〇〇市)	1 フリガナ 氏 名	○					
	2 フリガナ 氏 名						
	3 フリガナ 氏 名						
	4 フリガナ 氏 名						

多摩水道整備工事・給水装置工事(〇〇市) 専任者以外配置予定及び資格一覧

1. 専任者として配置していない資格者を記入してください(配置予定者は、契約期間内に他の公共工事等への配置不可)。
2. 主任技術者、配水管工、その他の資格者の順に氏名を記入してください。
3. 主任技術者は、資格内容を記入してください。
(例 監理技術者→「監理」 〇級土木施工管理技士→「〇級土木」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
4. 取得している資格に「〇」を記入してください。
ただし、第15回から第19回のスーパー配管工認定者及び第1回から第14回までのスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた配水管工は、「S」と記入してください。
5. 配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている方に限ります。
6. 別紙4(6/9)「専任者以外写真台帳兼資格一覧」と同じ順番で記入してください。
7. 給水装置工事(〇〇市)へ申し込む方で、「給水装置工事主任技術者」、「管工事施工管理技士(1, 2級)」、「配管技能士(1, 2, 3級)」の資格者がいる場合は、技術評価対象となるので記入してください。なお、申込締切日(令和7年1月8日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「⑩」を記入すること。

				多摩水道整備工事・給水装置工事								給水装置工事	
申込契約	配置予定者			(※評価点対象外) 主任技術者	(※評価点対象外) 配水管工	給水装置工事 主任技術者	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	貯水槽清掃作業 監督者	配水管からの分岐・ 穿孔、配管工事に従 事する者	石綿作業主任者	管工事施工管理技士 (1, 2級)	(1, 2, 3級) 配管技能士	
共通	1	フリガナ											
		氏 名											
	2	フリガナ											
		氏 名											
	3	フリガナ											
		氏 名											
	4	フリガナ											
		氏 名											
	5	フリガナ											
		氏 名											
	6	フリガナ											
		氏 名											
	7	フリガナ											
		氏 名											
	8	フリガナ											
		氏 名											
	9	フリガナ											
		氏 名											
	10	フリガナ											
		氏 名											
	11	フリガナ											
		氏 名											
	12	フリガナ											
		氏 名											
	13	フリガナ											
		氏 名											
	14	フリガナ											
		氏 名											
	15	フリガナ											
		氏 名											

常 用 雇 用 者 （ 資 格 者 以 外 ）											
フリガナ			勤務 年数	フリガナ			勤務 年数	フリガナ			勤務 年数
氏 名		氏 名		氏 名							
1			年	5			年	9			年
2			年	6			年	10			年
3			年	7			年	11			年
4			年	8			年	その他		人	

受注者版工事系システムの動作環境について※		チェック欄
1	既に整備済み	
2	契約履行開始時までには整備する	

※ 詳細は別紙8「受注者版工事系システムの稼働条件」を参照してください。

パソコンによる電子メールが利用できる環境について		チェック欄
1	既に整備済み	
2	契約履行開始時までには整備する	

別紙9『「緊急時の対応能力」について』の提出確認					
多摩水道整備工事	提出確認		給水装置工事（〇〇市）	提出確認	
	有	無		有	無

※提出確認欄の有・無を「○」で囲んでください。

【 単 価 契 約 工 事 実 績 】

契約実績がある方は、主たる履行区域名を記入してください。

契約件名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
多摩水道整備工事	管路・分室	管路・分室	管路・分室
多摩水道緊急工事	管路・分室	管路・分室	管路・分室
給水装置工事（〇〇市）	サービスステーション	サービスステーション	サービスステーション

【 適格請求書（インボイス）発行事業者 】

どちらかにチェックを入れてください。

適格請求書（インボイス）発行事業者 である	
適格請求書（インボイス）発行事業者 ではない	

※適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格請求書発行事業者公表サイト（国税庁）の写しを提出してください。

※適格請求書発行事業者の要否は、総合評価点や契約等への影響はありません。

【 緊 急 施 行 工 事 実 績 】

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日までに、当局発注の災害時における緊急施行工事を完了した実績がある方は、記入してください。

施工実績の件名	
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

※緊急施工工事の工事請負契約書の写しを添付してください。

【 災 害 協 定 等 の 締 結 ・ 災 害 派 遣 実 績 】

当局と次の災害協定を締結している団体に加盟している方は、チェック欄にチェックを入れてください。災害派遣実績がある方はプルダウンより記入してください。

対象契約	協定名	締結団体	協定締結	過去 5 年間 災害派遣実績※
多摩水道整備工事	災害時における応急対策業務に関する細目協定	都建協・都中建		
	応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定	三多摩管工事協同組合 東京都管工事工業協同組合 東京都水道請負工事連絡会 東京都水道事業者協会		
	給水装置工事 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定			
	災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定	東空衛		
	震災時非常災害時における水道工事事用材料の供給に関する協定	ダク協・ダク異形・ パルプ工業・鋼管協会		

※災害派遣工事の工事請負契約書の写しを添付してください。

資機材自社保有量（常時リースを含む。）及び調達時間											
項 目		自社保有量		調達時間		項 目		自社保有量		調達時間	
資機材						資機材					
砂			m ³		時間	ナール分水栓用穿孔機			台		
砕石			m ³		時間	割T字管用穿孔機			台		
常温合材			m ³		時間	キールカッター			台		時間
カッター（20cm以上）			台		時間	カラーコーン			個		時間
カッター（20cm以下）			台		時間	セフティーコーン			個		時間
ダンプトラック			台			バリケード			個		時間
小型トラック			台			照明灯			個		時間
ライトバン（リース）			台			黄色回転灯			個		時間
軽トラック			台			黄色注意灯			個		時間
クレーン装置付トラック			台		時間	工事標示板			枚		時間
クレーン車			台		時間	工事標示板			枚		時間
バックホウ（小型）			台		時間	（高輝度反射）					
〃（大型）			台		時間	内照式工事標示板			枚		時間
ジャンボブレーカー			台		時間	工事予告板			枚		時間
ブレーカ			台		時間	迂回案内板			枚		時間
ランマー、タンパ			台		時間	警戒標識			枚		時間
コンプレッサー			台		時間	木矢板			枚		時間
ベルトコンベア			台		時間	（腹起・梁材含む）					
水中ポンプ 3 吋			台		時間	鋼矢板			枚		時間
水中ポンプ 4 吋			台		時間	覆工板（軽量）			枚		時間
酸素濃度測定器			台		時間	自社で施工できる 1 日当りの舗装面積		簡易舗装			m ²
酸欠等安全器具			式		中級舗装				m ²		
発電機			台		時間			高級舗装			m ²
								特殊舗装			m ²

※ 資機材をリースしている場合は、（リース）と記入してください。

【 総 価 契 約 案 件 工 事 実 績 】

次のア・イいずれかの条件に当てはまる場合は記入してください。

ア 多摩水道整備工事請負単価契約を、別紙1「令和6年度多摩水道工事請負単価契約(整備・給水装置)見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力の資格要件②」で申し込む場合
多摩地区において、当局配水管の管切断を行い、管布設を伴うEランク以上の総価契約案件工事(水道施設案件工事)の施工実績を記入してください。ただし、令和2年4月1日以降施工しており、令和6年12月31日までに成績評定が通知された工事に限ります。
なお、工事実績を下請負工事で申請する場合は、工種に配管工事が含まれる一次下請負までを対象とします。この場合、工事期間には下請負契約工期、契約金額には下請負金額を記載してください。

イ 給水装置工事(〇〇市)請負単価契約を、別紙1「令和6年度多摩水道工事請負単価契約(整備・給水装置)見積合せ参加資格」の「工事実績及び技術力の資格要件②」で申し込む場合
多摩地区において、当局給・配水管(口径75mm以上)の管切断を行い、管布設を伴う総価契約案件工事(水道施設案件工事)の施工実績を記入してください。ただし、令和4年4月1日以降施工しており、令和6年12月31日までに成績評定が通知された工事に限ります。
なお、工事実績を下請負工事で申請する場合は、工種に配管工事が含まれる一次下請負までを対象とします。この場合、工事期間には下請負契約工期、契約金額には下請負金額を記載してください。

	工事件名		工事概要		工事期間			工事 成績 評定点	下請けの場合 元請会社名
	(契約番号	)(契約金額 千円)							
1	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
2	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
3	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
4	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
5	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
6	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
7	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
8	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
9	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
10	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
11	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
12	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
13	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
14	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		
15	(契約番号	)(契約金額 千円)	管径 φ	～ φ	年	月	日から		
			総延長	m	年	月	日まで		

※別紙5「契約書等の写しの例示」を参考にし、実績を証明する書類を添付してください。
※条件アは、令和2年4月1日以降施工し、令和6年12月31日までに成績評定が通知された案件すべてを記入してください。
※条件イは、令和4年4月1日以降施工し、令和6年12月31日までに成績評定が通知された案件すべてを記入してください。

多摩水道整備工事 専任者(現場代理人、主任技術者、配水管工)配置予定及び資格一覧

- 1 現場代理人、主任技術者、配水管工の順に氏名を記入してください。
- 2 主任技術者は、資格内容を記入してください。(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「○級土木」建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
- 3 取得している資格に「○」を記入してください。
ただし、第15回から第19回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第14回までのスーパー配管工認定者のうち加算期間更新者として認められた配水管工は、配水管工欄に「S」と記入してください。
- 4 別紙4(2/9)「専任者写真台帳兼資格一覧」と同じ順番で記入してください。

申込契約		配置予定者		現場代理人	主任技術者	配水管工	給水装置工事主任技術者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	貯水槽清掃作業監督者	配水管からの分岐・穿孔、配管工事に従事する者	石綿作業主任者
多摩水道整備工事	フリガナ	サトウ	イチロウ	○	その他 監理 1級土木	○ ○ S					
	氏名	佐藤	一郎								
	フリガナ	ススキ	ジロウ								
	氏名	鈴木	二郎								
	フリガナ	タカハシ	サヲロウ								
氏名	高橋	三郎									
フリガナ	タナカ	シロウ									
氏名	田中	四郎									
フリガナ											
氏名											

①現場代理人、②主任技術者、③配水管工の優先順位で記載すること。
専任者以外の資格者は、別紙3(3/9)に記載すること。

この欄には、主任技術者としての資格を記載すること(主任技術者でない場合は空欄)。

取得している資格全てに「○」を付けること。
スーパー配管工認定者には、「S」を付けること。

給水装置工事(〇〇市) 現場代理人、主任技術者配置予定及び資格一覧

- 1 現場代理人、主任技術者の順に氏名を記入してください。
- 2 主任技術者は、資格内容を記入してください。(例 監理技術者→「監理」 給水装置工事主任技術者→「給主」 ○級管工事施工管理技士→「○級管工事」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
- 3 取得している資格に「○」を記入してください。
ただし、申込締切日(令和7年1月8日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「@」を記入すること。
- 4 給水装置工事主任技術者として他の工事請負単価契約と兼務する場合は、「○」を記入してください。
その場合、別紙3(3/9)「専任者以外配置予定及び資格一覧」にもその方の名前と資格を記入してください。
- 5 別紙4(4/9)「現場代理人、主任技術者写真台帳兼資格一覧」と同じ順番で記入してください。

申込契約		配置予定者		現場代理人	主任技術者	給水装置工事主任技術者	管工事施工管理技士(1,2級)	配管技能士(1,2,3級)	他の契約兼務
給水装置工事(〇〇市)	フリガナ	カトウ	ゴロウ	○	給主	○		○	○
	氏名	加藤	五郎						
	フリガナ	ヨシダ	ロクロウ						
	氏名	吉田	六郎						
	フリガナ								
氏名									

①現場代理人、②主任技術者の優先順位で記載すること。
それ以外の資格者は、別紙3(3/9)に記載すること。

この欄には、主任技術者としての資格を記載すること(主任技術者でない場合は空欄)。

取得している資格全てに「○」を付けること。
申込締切日(令和7年1月8日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「@」を記入すること。

給水装置工事主任技術者として他の工事請負単価契約と兼務する場合は「○」を記入すること。
その場合、別紙3(3/9)にもその方の名前と資格を記入してください。

多摩水道整備工事・給水装置工事(〇〇市) 専任者以外配置予定及び資格一覧

1. 専任者として配置していない資格者を記入してください(配置予定者は、契約期間内に他の公共工事等への配置不可)。
2. 主任技術者、配水管工、その他の資格者の順に氏名を記入してください。
3. 主任技術者は、資格内容を記入してください。
(例 監理技術者→「監理」 ○級土木施工管理技士→「〇級土木」 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに記載の実務経験を有する者→「その他」)
4. 取得している資格に「○」を記入してください。
ただし、第15回から第19回のスーパー配管工認定者及び第1回から第1回までのスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた配水管工は、「S」と記入してください。
5. 配水管工は、(公社)日本水道協会に配管技能者登録(大口径)されている方に限ります。
6. 別紙4(6/9)「専任者以外写真台帳兼資格一覧」と同じ順番で記入してください。
7. 給水装置工事(〇〇市)へ申し込む方で、「給水装置工事主任技術者」、「管工事施工管理技士(1, 2級)」、「配管技能士(1, 2, 3級)」の資格者がいる場合は、技術評価対象となるので記入してください。なお、申込締切日(令和7年1月8日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「@」を記入すること。

記入例

				多摩水道整備工事・給水装置工事								給水装置工事	
申込契約		配置予定者		(※評価点対象外)	(※評価点対象外)	給水装置工事主任技術者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	貯水槽清掃作業監督者	穿孔・配管工事から分岐・配管工事をする者	石綿作業主任者	管工事施工管理技士(1, 2級)	(1, 2, 3級)	
共通	1	フリガナ	イノウエ	シチロウ	一級土木	○				○			
		氏名	井上	七郎									
	2	フリガナ	ハヤシ	ハチロウ		○				○		○	
		氏名	林	八郎									
	3	フリガナ	ヨシダ	ロクロウ			○	○					○
		氏名	吉田	六郎									
	4	フリガナ	サイトウ	クロウ							○		
		氏名	齋藤	九郎									
	5	フリガナ											
		氏名											
	6	フリガナ											
		氏名											
	7	フリガナ											
		氏名											
	8	フリガナ											
	氏名												
		この方は給水装置工事(〇〇市)で主任技術者として配置されていますが、給水装置工事主任技術者として多摩水道整備工事と兼務するため、この用紙にも再度記入しています。											
11	フリガナ												
	氏名												
12	フリガナ												
	氏名												
13	フリガナ												
	氏名												
14	フリガナ												
	氏名												
15	フリガナ												
	氏名												

①主任技術者、②配水管工の優先順位で記載すること。専任者として配置する資格者は、この用紙には記載しないこと。

この欄には、主任技術者としての資格を記載すること(主任技術者でない場合は空欄)。

各契約で要件として必要な、又は評価点対象となる資格を有している場合は、「○」を付けること。スーパー配管工認定者には「S」を付けること。給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士及び配管技能士において、申込締切日(令和7年1月8日)時点で、資格取得後10年以上経過している場合は、「@」を記入すること。

専任者として配置する資格者は、この用紙には記載しないでください。

多摩水道整備工事 専任者写真台帳兼資格一覧

注意事項

- 1) 申込契約ごとに、2部ずつ専任者写真台帳兼資格一覧を作成すること。
ただし、そのうちの1部はカラーコピーでも可とする。
- 2) 写真は、6か月以内にカラーで撮影したものとする。
なお、デジタルカメラで撮影したものは、資格者の顔が完全に判別できるものに限る(画像のアスペクト比(縦横比)は変更しないこと。)
- 3) 専任者写真台帳兼資格一覧は、現場代理人、主任技術者(専任者)、配水管工(専任者)に配置する資格者を記入すること(専任の資格者は、他の申込契約との兼務は出来ない。ただし、同一契約内で他資格を兼務することは可能。)
- 4) 各資格者は、本契約申込締切日(令和7年1月8日。以下「申込締切日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。
- 5) 主任技術者については、資格内容を記入すること。(例「監理技術者」、「1級土木施工管理技士」、「建設業法第7条第2号イ」等)
- 6) 多摩水道整備工事に配置する配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者とする。ただし、配水管技能者登録証の更新時には、大口径実技講習会を受講し、大口径管技能者登録証の発行を受けていること。なお、申込締切日時点で大口径実技講習会を受講できていない場合は、「配水管技能者登録証更新申請書」の写し、「更新時講習会申込書」の写し、又は「受講決定通知書」の写しのいずれかを「配水管技能者登録証(大口径)」の写しとともに添付すること。
- 7) 貯水槽清掃作業監督者については、貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の更新時に貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講し、有効期限が記載された貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の発行を受けている必要がある。申込締切日時点で貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講できていない場合は、「貯水槽清掃作業監督者再講習会受講申込書」の写し、又は「受講決定通知書」の写しいずれかを「貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書」の写しとともに添付すること。
- 8) 当該資格の有無を確認し、資格の有無欄に記入すること。なお、主任技術者(監理技術者)における「資格者証の有効期限」及び「講習修了年月」、配水管工における「登録証の有効期限」及び「大口径資格取得日または大口径更新時講習受講日」、貯水槽清掃作業監督者における「修了証書の有効期限」について有効期限内であることを確認した後、有効期限等チェック欄にチェックマーク(✓)を入れること。
- 9) 配水管工の資格者で、第15回から第19回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第14回までのスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた者は、配水管工における資格の有無欄に「S」を記入すること。
- 10) 別紙3(2/9)「多摩水道整備工事 専任者配置予定及び資格一覧」の順に整理すること。
- 11) 専任者写真台帳兼資格一覧が1つの契約で複数枚にわたる場合は、申込契約ごとに、右上にページ番号を振ること。

多摩水道整備工事 専任者写真台帳兼資格一覧 (1 /)

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
現場代理人	○		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込できません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込できません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込できません。	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				

給水装置工事(〇〇市)

現場代理人、主任技術者写真台帳兼資格一覧

注意事項

- 1) 申込契約ごとに、2部ずつ専任者写真台帳兼資格一覧を作成すること。ただし、そのうちの1部はカラーコピーでも可とする。
- 2) 写真は、6か月以内にカラーで撮影したものとする。
なお、デジタルカメラで撮影したものは、資格者の顔が完全に判別できるものに限る(画像のアスペクト比(縦横比)は変更しないこと。)
- 3) 現場代理人、主任技術者写真台帳兼資格一覧は、現場代理人(専任)、主任技術者に配置する資格者を記入すること(専任の資格者は他の申込契約との兼務は出来ない。ただし、同一契約内での兼務は可能。)
- 4) 各資格者は、本契約申込締切日(令和7年1月8日。以下「申込締切日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。
- 5) 主任技術者については、資格内容を記入すること。(例「監理技術者」、「1級管工事施工管理技士」、「建設業法第7条第2号イ」等)
- 6) 給水装置工事(〇〇市)においては、給水装置工事主任技術者の資格をもって主任技術者として配置することができる。ただし、申込締切日時点で資格取得後1年以上の実務経験を有すること。
- 7) 当該資格の有無を確認し、資格の有無欄に記入すること。なお、主任技術者(監理技術者)における「資格者証の有効期限」及び「講習修了年月」について有効期限内であることを確認した後、有効期限等チェック欄にチェックマーク(✓)を入れること。
- 8) 給水装置工事(〇〇市)においては、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士(1、2級)又は配管技能士(1～3級)が資格取得後10年以上の実務経験を有する場合、評価点の対象となる。そのため、証書を再発行した経緯があるものについては、資格取得日が確認できる書類を添付すること。
また、1級又は2級の資格取得後10年に満たないが、2級又は3級の資格取得後10年以上の実務経験を有する場合は、2級又は3級の取得年月及び証書番号を記入し、その証書を添付すること。
- 9) 別紙3(2/9)「給水装置工事(〇〇市) 現場代理人、主任技術者配置予定及び資格一覧」の順に整理すること。
- 10) 現場代理人、主任技術者写真台帳兼資格一覧が1つの契約で複数枚にわたる場合は、申込契約ごとに、右上にページ番号を振ること。

給水装置工事(〇〇市) 現場代理人、主任技術者写真台帳兼資格一覧 (1 /)

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
現場代理人	○		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には 申込できません。	
管工事施工管理 技士(1、2級)				
配管技能士(1、2、3級)				

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	他の契約と の兼務	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者				資格内容	
給水装置工事 主任技術者				給水装置工事主任技術者として他の 工事請負単価契約と兼務する場 合は該当欄に「○」を記入してくだ さい。その場合、別紙4-6/9「専任者 以外写真台帳兼資格一覧」にもその 方の名前と資格を再度記入してくだ さい。	
管工事施工管理 技士(1、2級)					
配管技能士 (1、2、3級)					

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	他の契約と の兼務	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者				資格内容	
給水装置工事 主任技術者				給水装置工事主任技術者として他の 工事請負単価契約と兼務する場 合は該当欄に「○」を記入してくだ さい。その場合、別紙4-6/9「専任者 以外写真台帳兼資格一覧」にもその 方の名前と資格を再度記入してくだ さい。	
管工事施工管理 技士(1、2級)					
配管技能士 (1、2、3級)					

多摩水道整備工事・給水装置工事(〇〇市) 専任者以外写真台帳兼資格一覧

注意事項

- 1) 専任者以外写真台帳兼資格一覧を、原本1部に加えて申込契約数分だけ作成すること。ただし、原本以外はカラーコピーでも可とする。
- 2) 写真は、6か月以内にカラーで撮影したものとする。
なお、デジタルカメラで撮影したものは、資格者の顔が完全に判別できるものに限る(画像のアスペクト比(縦横比)は変更しないこと。)
- 3) 専任者以外写真台帳兼資格一覧には、専任者以外の資格者を記入すること。
- 4) 各資格者は、本契約申込締切日(令和7年1月8日。以下「申込締切日」という。)時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、申込締切日において雇用期間が3か月以上あること。
- 5) 主任技術者については、資格内容を記入すること。(例「監理技術者」、「1級土木施工管理技士」、「建設業法第7条第2号イ」等)
- 6) 専任者以外として配置する配水管工は、(公社)日本水道協会に配水管技能者登録(大口径)されている者に限る。ただし、配水管技能者登録証の更新時には、大口径実技講習会を受講し、大口径管技能者登録証の発行を受けていること。なお、申込締切日時点で大口径実技講習会を受講できていない場合は、「配水管技能者登録証更新申請書」の写し、「更新時講習会申込書」の写し、又は「受講決定通知書」の写しのいずれかを「配水管技能者登録証(大口径)」の写しとともに添付すること。
- 7) 貯水槽清掃作業監督者については、貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の更新時に貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講し、有効期限が記載された貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の発行を受けている必要がある。申込締切日時点で貯水槽清掃作業監督者再講習会を受講できていない場合は、「貯水槽清掃作業監督者再講習会受講申込書」の写し、又は「受講決定通知書」の写しいずれかを「貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書」の写しとともに添付すること。
- 8) 当該資格の有無を確認し、資格の有無欄に記入すること。なお、主任技術者(監理技術者)における「資格者証の有効期限」及び「講習修了年月」、配水管工における「登録証の有効期限」及び「大口径資格取得日または大口径更新時講習受講日」、貯水槽清掃作業監督者における「修了証書の有効期限」について有効期限内であることを確認した後、有効期限等チェック欄にチェックマーク(✓)を入れること。
- 9) 配水管工の資格者で、第15回から第19回までのスーパー配管工認定者及び第1回から第14回までのスーパー配管工認定者のうち、加点期間更新者として認められた者は、配水管工における資格の有無欄に「S」を記入すること。
- 10) 給水装置工事(〇〇市)においては、給水装置工事主任技術者、管工事施工管理技士(1、2級)、又は配管技能士(1～3級)が資格取得後10年以上の実務経験を有する場合、評価点の対象となる。そのため、証書を再発行した経緯があるものについては、資格取得日が確認できる書類を添付すること。
また、1級又は2級の資格取得後10年に満たないが、2級又は3級の資格取得後10年以上の実務経験を有する場合は、2級又は3級の取得年月及び証書番号を記入し、その証書を添付すること。
- 11) 別紙3(3/9)「専任者以外配置予定及び資格一覧」の順に整理すること。
- 12) 専任者以外写真台帳兼資格一覧が複数枚にわたる場合は、右上にページ番号を振ること。

多摩水道整備工事・給水装置工事(〇〇市) 専任者以外写真台帳兼資格一覧 (1 /)

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			多摩水道緊急工事、多摩水道整備工事及び 給水装置工事(〇〇市)の契約間で兼務可能	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			給水装置工事に申込み場合に記入	
配管技能士(1、2、3級)				

写 真

フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			多摩水道緊急工事、多摩水道整備工事及び 給水装置工事(〇〇市)の契約間で兼務可能	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			給水装置工事に申込み場合に記入	
配管技能士(1、2、3級)				

写 真

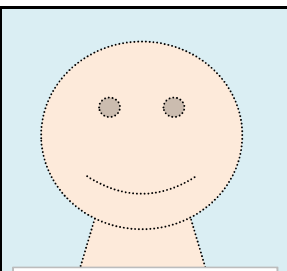
フリガナ

氏名

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者			資格内容	
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。	
給水装置工事 主任技術者			多摩水道緊急工事、多摩水道整備工事及び 給水装置工事(〇〇市)の契約間で兼務可能	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者				
貯水槽清掃 作業監督者				
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者				
石綿作業主任者				
管工事施工管理技士 (1、2級)			給水装置工事に申込み場合に記入	
配管技能士(1、2、3級)				

多摩水道整備工事 専任者写真台帳兼資格一覧 (1 / 2)

写 真



6か月以内の写真
デジカメプリント可

フリガナ **サトウ イチロウ**
氏名 **佐藤 一郎**

この写真台帳の総ページ数を分母に記入してください。

	資格の有無	
現場代理人	○	
主任技術者		
配水管工	S	✓
給水装置工事 主任技術者		
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者		
貯水槽清掃 作業監督者		
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者		
石綿作業主任者		

配水管工は「登録証の有効期限」及び「大口径資格取得日または大口径更新時講習受講日」について有効期限内であることを確認した後チェックマークをいれてください。

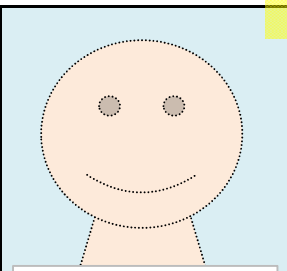
スーパー配管工認定者及び加点点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。

スーパー配管工認定者及び加点点期間更新者は、「S」を選択してください。

専任者は、他の工事請負単価契約には申込できません。

記入例

写 真

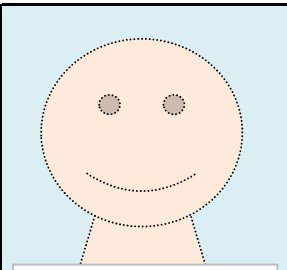


6か月以内の写真
デジカメプリント可

フリガナ **ススキ ジロウ**
氏名 **鈴木 二郎**

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考
主任技術者	○		資格内容 その他
配水管工			スーパー配管工認定者及び加点点期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
給水装置工事 主任技術者			
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	○		
貯水槽清掃 作業監督者			専任者は、他の工事請負単価契約には申込できません。
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者			
石綿作業主任者			

写 真



6か月以内の写真
デジカメプリント可

フリガナ **タカハシ サヲロウ**
氏名 **高橋 三郎**

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考
主任技術者	○	✓	資格内容 監理
配水管工			
給水装置工事 主任技術者			
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			
貯水槽清掃 作業監督者	○	✓	専任者は、他の工事請負単価契約には申込できません。
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者			
石綿作業主任者			

監理技術者資格者を主任技術者として配置する場合は、「資格者証の有効期限」及び「講習修了年月」について確認した後チェックマークをいれてください。

貯水槽清掃作業監督者は「修了証書の有効期限」について有効期限内であることを確認した後チェックマークをいれてください。

給水装置工事(〇〇市) 現場代理人、主任技術者写真台帳兼資格一覧 (1 / 1)

この写真台帳の総ページ数を分母に記入してください。

写 真



6か月以内の写真
デジカメプリント可

フリガナ	カトウ	ゴロウ
氏名	加藤	五郎

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考	
現場代理人	○		申込契約ごとに1名	
主任技術者			資格内容	
給水装置工事 主任技術者			専任者は、他の工事請負単価契約には 申込できません。	
管工事施工管理 技士 (1、2級)				
配管技能士 (1、2、3級)				

記入例

資格取得後、10年以上経過している場合は、「⑩」を記入してください。

写 真



6か月以内の写真
デジカメプリント可

フリガナ	ヨシダ	ロクロウ
氏名	吉田	六郎

	資格の有無	他の契約との 兼務	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者	○			資格内容	給主
給水装置工事 主任技術者	⑩	○		給水装置工事主任技術者として他の 工事請負単価契約と兼務する場 合は該当欄に「○」を記入してくだ さい。その場合、別紙4-6/9「専任者 以外写真台帳兼資格一覧」にもその 方の名前と資格を再度記入してくだ さい。	
管工事施工管理 技士 (1、2級)					
配管技能士 (1、2、3級)	○				

写 真



6か月以内の写真
デジカメプリント可

フリガナ	サトウ	ロクスケ
氏名	佐藤	六助

	資格の有無	他の契約との 兼務	有効期限等 チェック	備 考	
主任技術者	○		✓	資格内容	監理
給水装置工事 主任技術者				給水装置工事主任技術者として他 の工事請負単価契約と兼務する場 合は該当欄に「○」を記入してくだ さい。その場合、別紙4-6/9「専任者 以外写真台帳兼資格一覧」にもその 方の名前と資格を再度記入してくだ さい。	
管工事施工管理 技士 (1、2級)					
配管技能士 (1、2、3級)					

監理技術者資格者を主任技術者として配置する場合は、「資格者証の有効期限」及び「講習修了年月」について確認した後チェックマークをいれてください。

多摩水道整備工事・給水装置工事(〇〇市) 専任者以外写真台帳兼資格一覧 (1 / 2)

この写真台帳の総ページ数を分母に記入してください。

写 真



フリガナ **イノウエ シチロウ**
氏名 **井上 七郎**

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考
主任技術者	○		資格内容
配水管工	○	✓	スーパー配管工認定者及び加算期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
給水装置工事 主任技術者			配水管工は「登録証の有効期限」及び「大口径 資格取得日または大口径更新時講習受講日」 について有効期限内であることを確認した後 チェックマークをいれてください。
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			
貯水槽清掃 作業監督者			
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者	○		
石綿作業主任者			
管工事施工管理技士 (1、2級)			給水装置工事に申込みの場合に記入
配管技能士(1、2、3級)			

記入例

写 真



フリガナ **ハヤシ ハチロウ**
氏名 **林 八郎**

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考
主任技術者			資格内容
配水管工			スーパー配管工認定者及び加算期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
給水装置工事 主任技術者			多摩水道緊急工事、多摩水道整備工事及び 給水装置工事(〇〇市)の契約間で兼務可能
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			
貯水槽清掃 作業監督者			
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者	○		
石綿作業主任者			
管工事施工管理技士 (1、2級)	○		給水装置工事に申込みの場合に記入
配管技能士(1、2、3級)			

写 真



フリガナ **ヨシダ クロウ**
氏名 **吉田 九郎**

	資格の有無	有効期限等 チェック	備 考
主任技術者			資格内容
配水管工			スーパー配管工認定者及び加算期間更新者は、資格の有無欄を「S」にしてください。
給水装置工事 主任技術者	○		多摩水道緊急工事、多摩水道整備工事及び 給水装置工事(〇〇市)の契約間で兼務可能
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	○		
貯水槽清掃 作業監督者			
配水管からの分岐・穿孔、 配管工事に従事する者			資格取得後、10年以上経過している場合は、「@」を記入してください。
石綿作業主任者			
管工事施工管理技士 (1、2級)			給水装置工事に申込みの場合に記入
配管技能士(1、2、3級)	⑩		

契約書等の写しの例示

発 注	工 事 実 績	添 付 書 類
東京都発注	・ 多摩水道整備工事請負単価契約 ・ 多摩水道緊急工事請負単価契約 ・ 給水装置工事（〇〇市）請負単価契約	・ 不要
	・ 当局発注の災害時における緊急施行工事 ・ 当局との災害協定等に基づく災害派遣工事 （別紙3（5/9）に該当する方のみ）	・ 契約書の表紙の写し
	・ 当局発注の管布設を伴う総価契約案件工事 （別紙3（7/9）に該当する方のみ）	・ 契約書の表紙の写し及び成績評定通知書の写し ・ 下請負により施工した場合は、当局で受理した下請負届、 下請負者一覧表、施工体系図、下請負契約書等の写し （一次下請けであること、工種に配管工事が含まれること及び下 請工期を証明することが必要）

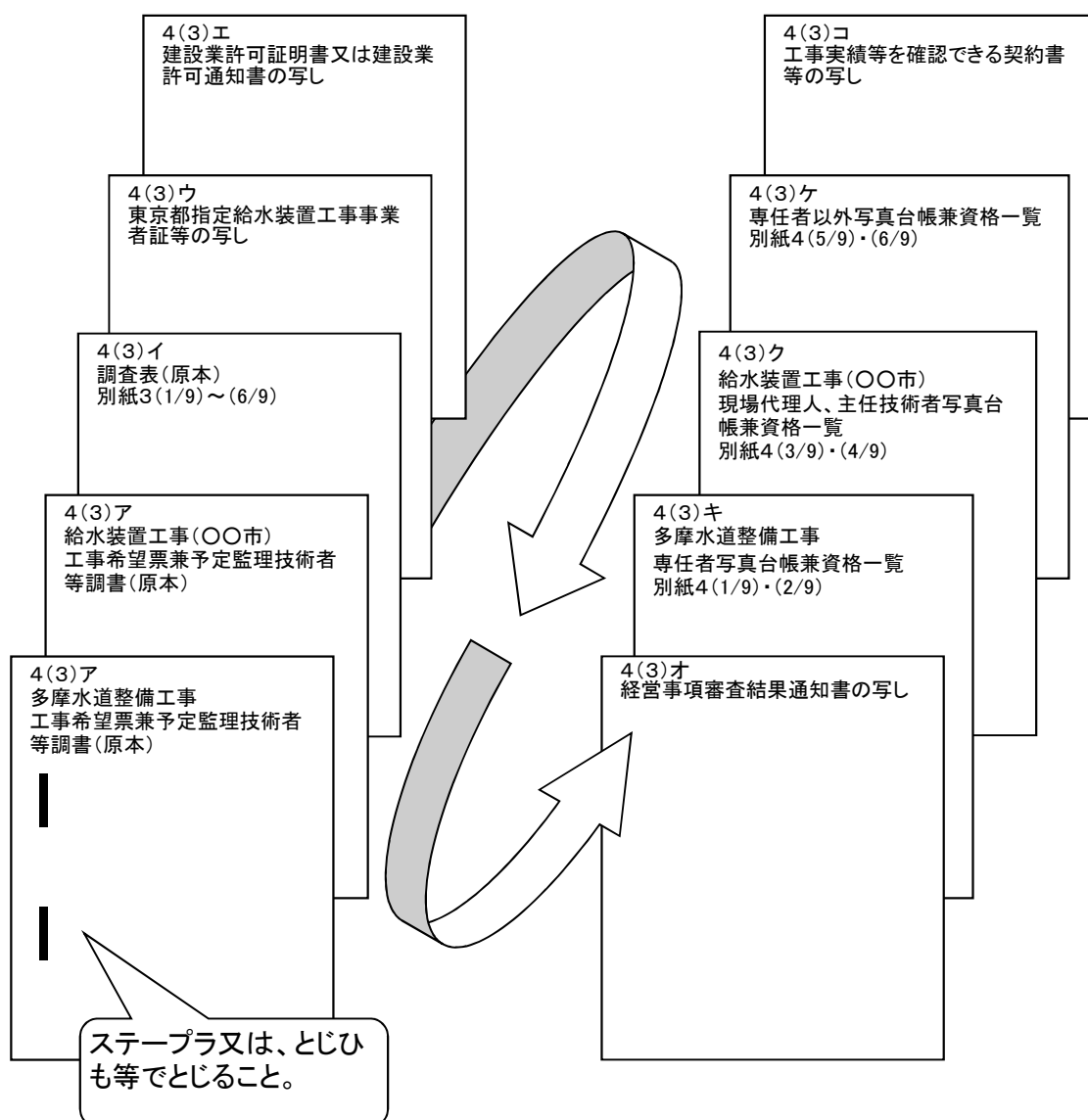
提出書類のとり方

1 申込書類(原本)として提出するもの

申込書類(原本)のとり方は、下図のとおりとします。

1つの契約のみ申し込む方は、その契約に該当する書類をとじてください。

複数の契約に申し込む場合で、契約ごとに様式が異なるものは、多摩水道整備工事、給水装置工事(〇〇市)の順にとじてください。



2 申込書類(副) (原本のコピー可)

各写真台帳の顔写真は、カラー写真で、資格者の顔が完全に判別できるものに限りです。
 また、別紙9「緊急時の対応能力」をとじてください。
 申込契約ごとに1部作成し、提出してください。

多摩水道整備工事

4(3)ケ
専任者以外写真台帳兼資格一覧
別紙4(5/9)・(6/9)

4(3)キ
多摩水道整備工事
専任者写真台帳兼資格一覧
別紙4(1/9)・(2/9)

4(3)カ
「緊急時の対応能力」について
別紙9(1/2)

4(3)イ
調査表(写し)
別紙3(1/9)～(6/9)

4(3)ア
多摩水道整備工事
工事希望票兼予定監理技術者
等調書(写し)

契約ごとに書類の左上を
ステープラでとじること。

給水装置工事(〇〇市)

4(3)ケ
専任者以外写真台帳兼資格一覧
別紙4(5/9)・(6/9)

4(3)ク
給水装置工事(〇〇市)
現場代理人、主任技術者写真台帳
兼資格一覧 別紙4(3/9)・(4/9)

4(3)カ
「緊急時の対応能力」について
別紙9(2/2)

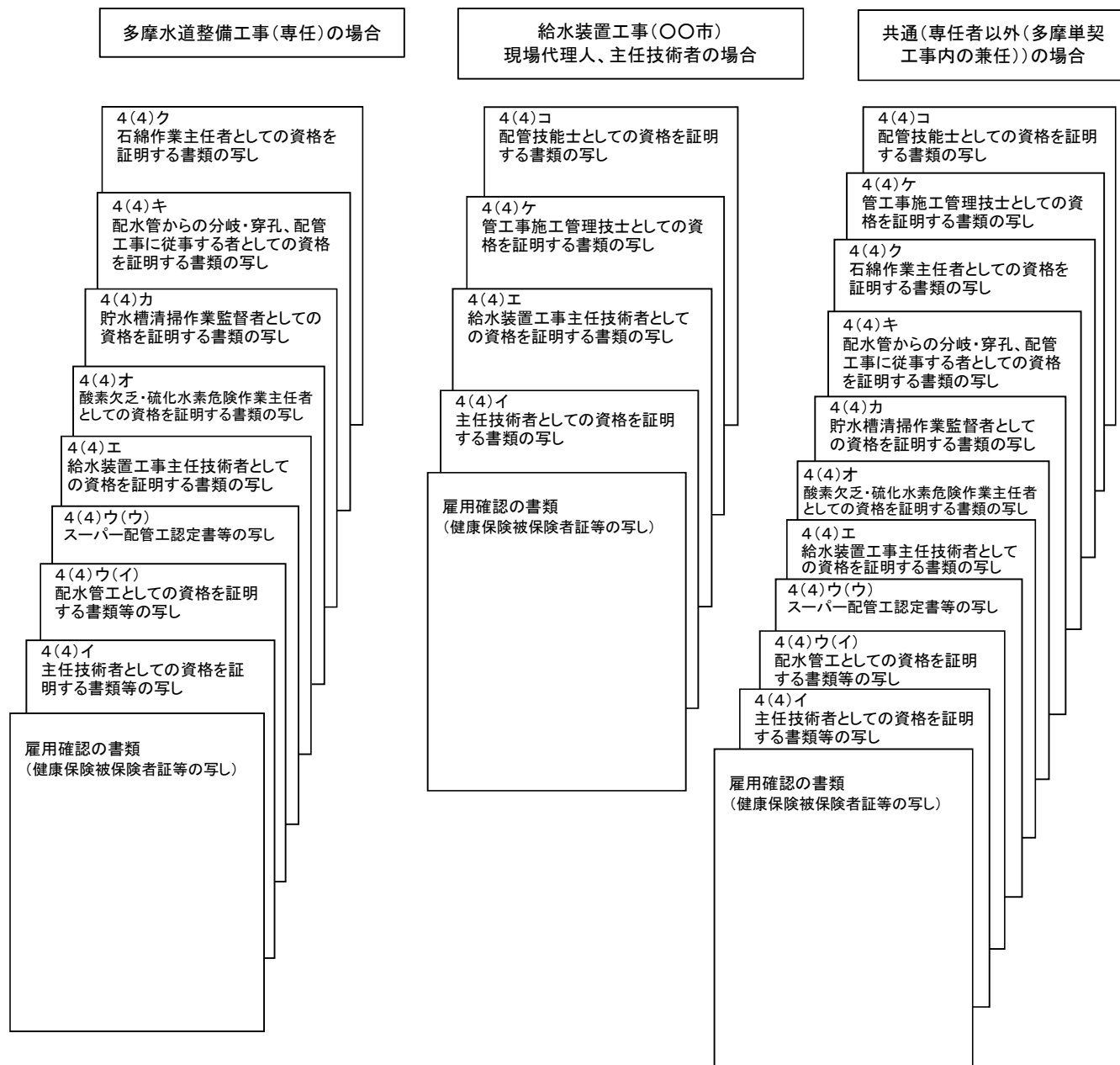
4(3)イ
調査表(写し)
別紙3(1/9)～(6/9)

4(3)ア
給水装置工事(〇〇市)
工事希望票兼予定監理技術者
等調書(写し)

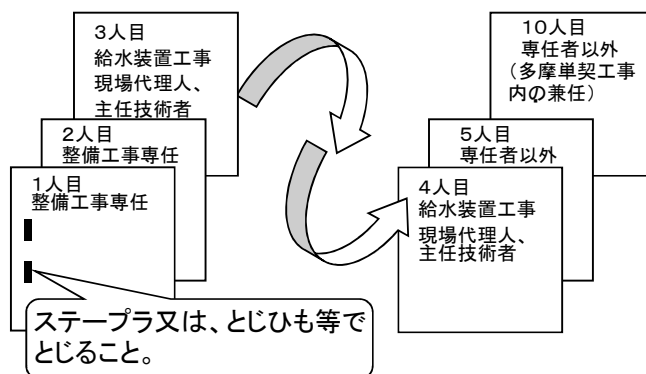
3 配置予定者の常用雇用及び資格を証明する書類として提出するもの

(1) 配置予定者ごとに常用雇用及び資格を証明する書類を作成してください。保有資格が複数ある場合、書類をまとめて構いませんが、資格を列举する順番は下図のとおりとします。

なお、常用雇用を証明する書類及び資格を証明する書類の写しは、可能な限りカラーコピーとします。



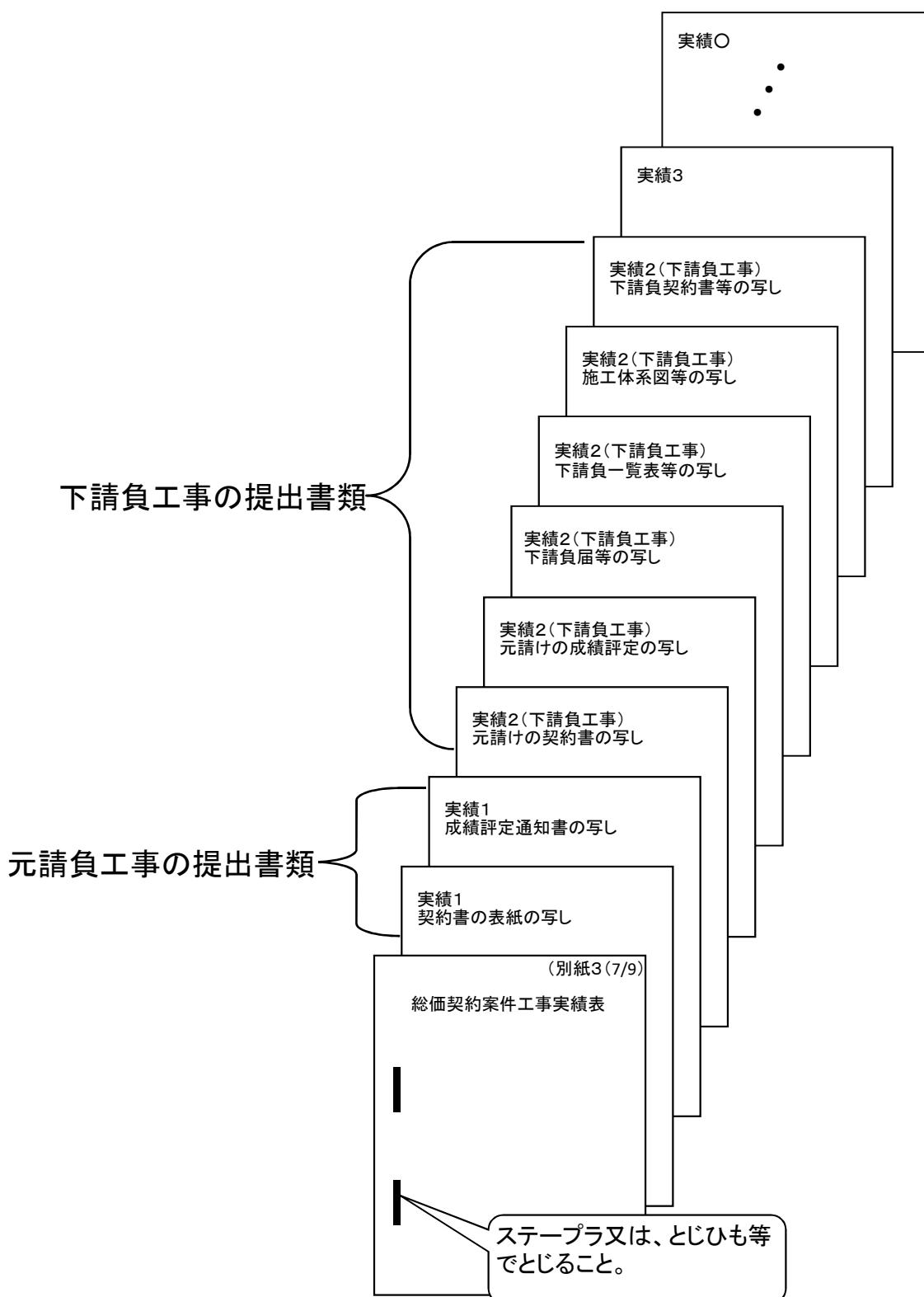
(2) (1)で作成した書類を別紙3「配置予定及び資格一覧」に記入した順でとじ、申込契約数に関係なく1部だけ作成する。



4 総価契約案件工事(水道施設工事)実績として提出するもの

別紙3(7/9)【総価契約案件工事实績】を提出する必要がある場合に限り、申込契約ごとに、下図のとおり作成する。

なお、実績が複数ある場合は、別紙3(7/9)の番号順に整理すること。



主たる履行区域一覧（多摩水道整備工事）

施工監理を実施する 東京水道(株)管路管理事業所	所在地	履行場所(市町)
立川管路管理事業所	立川市砂川町 6-41-1	立川市 国分寺市 国立市 府中市 東大和市 武蔵村山市
東久留米管路管理事業所	東久留米市滝山 6-1-1	小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市 小金井市
あきる野管路管理事業所	あきる野市秋川 3-2-10	福生市 あきる野市 日の出町
青梅分室	青梅市師岡町 1-1301-10	瑞穂町 青梅市
奥多摩分室	西多摩郡奥多摩町境字ひむら 23 番地	奥多摩町
桜ヶ丘管路管理事業所	多摩市桜ヶ丘 4-10	多摩市 稲城市 八王子市(多摩NT地 域のみ) 町田市(多摩NT地域 のみ)
狛江管路管理事業所	狛江市和泉本町 4-6-1	狛江市 三鷹市 調布市
町田分室	町田市木曽東 1-4-1	町田市(多摩NT地域 を除く全域)
元本郷管路管理事業所	八王子市元本郷町 4-19-1	八王子市(多摩NT地 域を除く全域) 日野市

※本表の主たる履行区域は、令和6年12月1日現在のものです。

履行区域一覧（給水装置工事）

工事件名	担当する サービスステーション	所在地	履行場所
給水装置工事 （立川市、国分寺市、国立市） 請負単価契約	立川サービスステーション	立川市緑町 6-7	立川市 国分寺市 国立市
給水装置工事 （府中市、小金井市） 請負単価契約	府中サービスステーション	府中市寿町 3-4-6	府中市 小金井市
給水装置工事 （東久留米市、清瀬市、西東京市、 小平市） 請負単価契約	東久留米サービスステーション	東久留米市滝山 6-1-1	東久留米市 清瀬市 西東京市 小平市
給水装置工事 （東大和市、武蔵村山市、 東村山市） 請負単価契約	東大和サービスステーション	東大和市上北台 3-447	東大和市 武蔵村山市 東村山市
給水装置工事 （青梅市、瑞穂町、奥多摩町） 請負単価契約	青梅サービスステーション	青梅市師岡町 1-1301-10	青梅市 瑞穂町 奥多摩町
給水装置工事 （あきる野市、福生市、日の出町） 請負単価契約	あきる野サービスステーション	あきる野市秋川 3-2-10	あきる野市 福生市 日の出町
給水装置工事 （多摩市、稲城市） 請負単価契約	多摩サービスステーション※	多摩市山王下 1-17	多摩市 稲城市
給水装置工事 （調布市、三鷹市、狛江市） 請負単価契約	調布サービスステーション	調布市国領町 7-29-5	調布市 三鷹市 狛江市
給水装置工事 （町田市） 請負単価契約	町田サービスステーション※	町田市木曽東 1-4-1	町田市※
給水装置工事 （八王子市） 請負単価契約	八王子サービスステーション※	八王子市元本郷町 4-19-1	八王子市※
給水装置工事 （日野市） 請負単価契約	日野サービスステーション	日野市多摩平 2-7-2	日野市

※多摩ニュータウン地域は、多摩サービスステーションが担当します。

◎本表の履行区域は、令和 7 年 4 月 1 日予定のものです。

受注者版工事系システムの稼働条件

1 受注者版工事系システムの動作保証環境

受注者版工事系システムは、次に掲げる表 1 から表 2 までの条件の環境で動作確認を行っている。

なお、表中に記載したもの以外のソフトウェアを使用している場合など、表の条件の全てを満足していない環境では、正常に動作しない場合がある。この場合において、受注者版工事系システムの正常動作は保障しない。

また、これらの表の OS 並びにソフトウェア (1) 及び (2) については、受注者版工事系システムを使用する時点で Microsoft 社から提供されている全ての優先度の高い更新プログラムを適用済みでなくてはならない。

表 1 動作保証環境 1

1 OS	Windows 10 Home 64ビット版
2 ソフトウェア	(1) Microsoft Word2016 (64ビット版)
	(2) Microsoft Excel 2016 (64ビット版)
	(3) Symantec Endpoint Protection 14
3 .NET Framework	.NET Framework 4.6 以降
4 CPU	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する性能以上
5 メモリ容量	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する容量以上
6 ハードディスク空き容量	300MB以上
7 画面	解像度1366×768ピクセル以上
8 その他周辺機器	(1) USBメモリ
	(2) CD-ROMドライブ
	(3) A4サイズの出力が可能で、工事系システムを使用するPC等のOSに対応したドライバが存在するプリンタ
9 その他ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC

表 2 動作保証環境 2

1 OS	Windows 11 Home 64ビット版
2 ソフトウェア	(1) Microsoft Word2019、Microsoft Word2021 (64ビット版)
	(2) Microsoft Excel 2019、Microsoft Excel 2021 (64ビット版)
	(3) Symantec Endpoint Protection 14
3 .NET Framework	.NET Framework 4.8 以降
4 CPU	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する性能以上
5 メモリ容量	上記OS及びソフトウェアの組合せにおいてメーカーが動作を保証する容量以上
6 ハードディスク空き容量	300MB以上
7 画面	解像度1366×768ピクセル以上
8 その他周辺機器	(1) USBメモリ
	(2) CD-ROMドライブ
	(3) A4サイズの出力が可能で、工事系システムを使用するPC等のOSに対応したドライバが存在するプリンタ
9 その他ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader DC

2 受注者版工事系システム使用の際の必須条件

1 で示す環境以外で受注者版工事系システムを使用する場合、次に掲げる条件を全て満たした PC 等にインストールして使用すること。

なお、この条件は受注者版工事系システムの動作を保証するものではなく、受注者版工事系システムをインストールして使用する最低限の条件であるので注意すること。

- (1) OS 及びソフトウェア (Microsoft Word 及び Microsoft Excel) は、受注者版工事系システムを使用する時点で Microsoft 社から提供されている全ての優先度の高い更新プログラムを適用済みであること。
- (2) ウィルス対策ソフトウェア及びスパイウェア対策ソフトウェアは、Microsoft 社のウェブサイトを参考に OS の種類ごとに適切な対処方法を適宜検討して選定すること。
また、受注者版工事系システムを使用する時点で最新の更新ファイル等を適用した条件下で検査及び問題の無害化が完了していること。
- (3) ハードディスクの空き容量は、受注者版工事系システムインストール前で 300MB 以上であること。
- (4) 画面の解像度は、1366×768 ピクセル以上であること。
- (5) 受注者版工事系システムを使用する PC 等では、次に掲げる周辺機器の全てが使用できること。
 - ア USB メモリ
 - イ CD-ROM ドライブ
 - ウ A4 サイズの出力が可能で受注者版工事系システムを使用する PC 等の OS に対応したドライバが存在するプリンタ

3 注意事項

- (1) Windows 8.1 以前に発売された全ての Windows OS を使用している PC 等については、受注者版工事系システムをインストールしないこと。
- (2) Microsoft Word 2010/Microsoft Excel 2010 以前に発売された全ての Microsoft Word 及び Microsoft Excel 並びにそれらを含む Microsoft Office を使用している PC 等については、受注者版工事系システムをインストールしないこと。
- (3) 次の条件に該当する場合は、受注者版工事系システムが正常に動作しない可能性が高いため、該当する環境では使用しないこと。
 - ア OS が Windows Server である場合
 - イ 受注者版工事系システムを使用する PC 等にインストールされている Microsoft Word 及び Microsoft Excel が Microsoft Office 365 版以外存在していない場合
 - ウ 受注者版工事系システムを使用する PC 等で使用できる Microsoft Word 及び Microsoft Excel が Microsoft Office Online 版以外存在していない場合
 - エ OS 又はソフトウェアが仮想 PC 上で動作している場合
 - オ 使用しているハードウェアがマッキントッシュである場合
- (4) 受注者版工事系システムをインストールする場合は、インストールを実行するユーザーは、ユーザー権限が Administrator 権限で、かつ、ユーザー名に全角文字 (漢字、平仮名、全角記号など)

が使用されていない。

インストールする PC 等の Administrator 権限を持つユーザーで、全角文字を使用していないユーザーが存在しない場合は、新たにユーザー名が半角英数字だけで構成されているユーザーを作成して、そのユーザーで受注者版工事系システムをインストールすること。

- (5) 受注者版工事系システムをインストールすることにより、インストールされた PC 等で動作している他のソフトウェアが不安定になる場合がある。このため、受注者版工事系システムをインストールする前に、バックアップなどにより PC 等の環境及びデータ回復を可能にする措置をとること。
- (6) フォントサイズを 96dpi 以外に設定した場合は、画面が正常に表示されず、ボタンの一部が使用できないときがあるため、フォントサイズは 96dpi に設定すること。
- (7) OS が Windows10 又は Windows 11 である場合は、IME プロパティの変換候補の設定を「JISX0208 のみ」に設定すること。

多摩水道整備工事に申し込む方のみ回答願います。

○「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」にて、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、機動性、実効性を重視した初動時の応急給水体制を定めています。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、その被害は甚大であり、改めて応急復旧の迅速性が問われる結果となりました。応急復旧については、単価契約約款第36条（地震等災害時の対応）に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路の復旧の応援について、どのような出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。（当局の他の単契に従事している社員、資機材は除きます。）

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

①現場従事者の確保状況について

・確保できる人員は何人いますか。（ 人）

監督者氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

配管工氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

②資材・機材の調達能力について

（資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック 2t、排水ポンプ、土留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、自社保有・リースは問いません。）

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1 日 ・ 2 日 ・ その他（ ））

③体制整備までの所要時間について

・発災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1 日 ・ 2 日 ・ その他（ ））

④その他

・①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

（例：自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など）

商号又は名称

代表者名

給水装置工事（〇〇市）に申し込む方のみ回答願います。

○「緊急時の対応能力」について

内容をよく読んで答えてください。

【局からの設問】

当局では、「東京都水道局震災応急対策計画」において、首都中枢機関を抱える東京のライフラインを預かる水道事業者としての責任の重大性を考慮し、被害想定に基づいた復旧体制の確立や、初動時の応急給水体制の見直し等、機動性、実効性を重視した体制を整備しました。応急復旧については、単価契約約款第36条（地震等災害時の対応）に記載されているとおり、単価契約受注者に率先して水道管路及び給水装置の復旧に従事していただくこととしています。

このような状況の中で、貴社の地震災害時における水道管路及び給水装置の復旧の応援について、どのような出動態勢を整えているか、次の設問に対する回答をお願いいたします。（当局の他の単価契約に従事している社員、資機材は除きます。）

※ 「東京都水道局震災応急対策計画」については、水道局ホームページ上で閲覧できます。

①現場従事者の確保状況について

・確保できる人員は何人いますか。（ 人）

監督者氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

配管工氏名（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

作業員氏名（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）

②資材・機材の調達能力について

（資材・機材とは、小型バックホウ、クレーン付トラック、ダンプトラック 2t、排水ポンプ、土留材、舗装切断機、管接合切断用具、照明用具、発電機、埋戻し用器具、保安設備等一式を指し、自社保有・リースは問いません。）

・資材・機材の調達に要する時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1 日 ・ 2 日 ・ その他（ ））

③体制整備までの所要時間について

・発災後、出動体制が整うまでの所要時間はどのくらいですか、該当箇所に○を付けてください。ただし、その他の場合は内容を記入してください。

（ 半日 ・ 1 日 ・ 2 日 ・ その他（ ））

④その他

・①から③以外で、会社として震災復旧に貢献できることを記述してください。

（例：自社では、毎年震災時を想定した訓練を行っています。など）

商号又は名称

代表者名

技術力等審査方式について

1 総合的評価の方法

技術評価と価格評価を同等（１：１の比率）とする。

2 技術評価項目

評価項目は、国土交通省の簡易型総合評価方式の項目を採用する。

3 評価項目の配点

総合評価点を１００点（価格評価点５０点＋技術評価点５０点）と設定する。

【技術評価点】

(1) 多摩水道整備工事

ア 会社の施工実績

(ア) 成績評価点（２５点）

(イ) 施工実績評価点（５点）

(ウ) 信頼性・社会性評価点（上限５点）

イ 配置予定技術者の能力（上限１０点）

ウ 災害協定等に基づく地域貢献（上限３点）

エ 緊急時の対応能力（２点）

オ 減点評価（上限－５点）

(2) 給水装置工事（〇〇市）

ア 会社の施工実績・体制

(ア) 成績評価点（１５点）

(イ) 施工実績評価点（１０点）

(ウ) 単価契約工事又は緊急施行工事の実績による評価点（上限１点）

(エ) 信頼性・社会性評価点（上限５点）

イ 配置予定技術者の能力

(ア) 専任の主任技術者の保有資格による評価点（上限１２点）

(イ) 有資格者の経験による評価点（上限５点）

ウ 緊急時の対応能力（２点）

エ 減点評価（上限－５点）

【価格評価点】

(1) 予定価格を超える見積価格及び最低制限価格を下回る見積価格は、無効とする。

(2) 最大値を５０点、最小値を０点とし、予定価格と最低制限価格の間を均等に配分する。

計 算 式：

$$\text{価格評価点} = 50 \times \frac{(\text{予定価格(税抜)} - \text{見積価格})}{(\text{予定価格(税抜)} - \text{最低制限価格})}$$

4 契約者決定の手順

- (1) 案件を公表し、希望受付時に配置予定技術者、緊急時の対応能力等について申告してもらい、審査を経て、工事实績等と合わせて、技術評価点を算出する。
- (2) 契約申込者へ指名通知書と技術評価点を通知する。
- (3) 見積合せにより、予定価格との差を価格評価点として算出し、技術評価点に加算し、総合評価点を算出する。
- (4) 総合評価点の上位から契約予定者数までの中で、最低の価格を交渉基準価格とする。
(ただし、価格が予定価格と最低制限価格との範囲内であることが必要条件)
- (5) (4)で契約予定者数の最下位を決める際に、総合評価点と同点の者が複数いる場合は、抽選で順位を決定する。
- (6) 総合評価点の上位から契約予定者数までの者と、交渉基準価格をもって契約可能かを交渉し、契約者を決定していく。
なお、辞退者が出ても、下位の者から繰り上げての交渉はしない。

「多摩水道整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去３年間に多摩水道整備工事請負単価契約又は多摩水道緊急工事請負単価契約の契約実績がある者

評 価 項 目				点 数			評価年数
総合評価点				100.0			－
A 技術評価点				50.0			－
1 会社の施工実績				35.0			※1 過去3年間
① 成績評価点 ※3				25.0			
年度ごとに、通知された四半期ごとの成績評定点と工事番号又は指示番号ごとの成績評定点をそれぞれ平均し、A～Mの評価を行い、その平均を年度点数とする。ただし、A～Kの範囲内でも60点未満の成績評定点があった年度はL、年度の平均評定点が60点未満の場合はMとする。 決定した年度点数を平均し、成績評価点とする。				A	75点以上	25.0	
				B	74点以上75点未満	23.5	
				C	73点以上74点未満	22.0	
				D	72点以上73点未満	20.5	
				E	71点以上72点未満	19.0	
				F	70点以上71点未満	17.5	
				G	69点以上70点未満	16.0	
				H	68点以上69点未満	14.5	
				I	67点以上68点未満	13.0	
				J	66点以上67点未満	11.5	
				K	65点以上66点未満	10.0	
				L	60点以上65点未満	5.0	
				M	60点未満	0.0	
② 施工実績評価点 ※3				5.0			
年度ごとの施工実績金額でA～Cの評価を行い、年度点数とする。 決定した年度点数を平均し、施工実績評価点とする。				A	1千万円以上 (申込年度は50%)	5.0	
				B	500万円以上 1千万円未満 (申込年度は50%)	3.0	
				C	500万円未満 (申込年度は50%)	0.0	
③ 信頼性・社会性評価点（上限5点）				5.0			
過去3年間に表彰された実績を評価する。なお、実績が複数ある場合には、それぞれの評価点の合計を評価する。		当局総価契約案件工事（水道施設工事）、 工事請負単価契約での優良工事表彰・公表実績		3.0			
申請年度の12月31日時点で直近の過去3回に表彰された実績を評価する。 なお、実績が複数ある場合には、それぞれの評価点の合計を評価する。		当局水道工事業イメージアップコンクールでの表彰・公表実績	最優秀賞、優秀賞 審査員特別賞、優良賞	2.0			
			アイデア賞、事例集活用賞	1.0			
単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※4				1.0			
2 配置予定技術者の能力（上限10点）				10.0			申込時
施工体制評価点（上限10点） ※5				10.0			
①		専任の主任技術者（1級技術者に準ずるもの） ※6		4.0			
		専任の主任技術者（2級技術者に準ずるもの） ※6		3.5			
		専任の主任技術者（その他の技術者） ※6		3.0			
②		専任の配水管工1名以上		3.0			
		専任の配水管工としてスーパー配管工が配置されている		3.0			
3 災害協定等に基づく地域貢献（上限3点）				3.0			※2 過去5年間 ※1 過去3年間 申込時
災害協定等に基づく活動実績評価点 ※7		活動実績		3.0			
		出動準備		1.0			
災害協定等の締結実績 ※4				1.0			
4 緊急時の対応能力				2.0			申込時
緊急時の対応能力に対する評価点				2.0			
5 減点評価				(-5.0)			※1 過去3年間
指名停止等による減点（上限－5）				(-5.0)			
過去3年間に、東京都発注の工事等で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。 ※複数の契約申込がある場合には、それぞれの契約で減点評価する。		停止期間	1か月まで	(-1.0)			
			1か月を超え3か月まで	(-2.0)			
			3か月を超え6か月まで	(-3.0)			
			6か月を超え12か月まで	(-4.0)			
			12か月を超え24か月まで	(-5.0)			
B 価格評価点				50.0			－

※１ 過去３年間とは、令和４年４月１日から令和６年１２月３１日までの期間である。
※２ 過去５年間とは、令和２年４月１日から令和６年１２月３１日までの期間である。
※３ 過去３年間に多摩水道整備工事の契約実績がある場合は、多摩水道緊急工事は評価対象としない。
※４ 詳細は、資料２-4/4「（補足）評価対象一覧」のとおり。
※５ 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点（上限１０点）が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、原則新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
※６ 複数の届け出がある場合は、点数の高い者を評価する。
※７ 令和６年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和６年５月３１日を基準として評価する。

「多摩水道整備工事請負単価契約」の評価内訳

過去3年間に多摩水道整備工事請負単価契約又は多摩水道緊急工事請負単価契約の契約実績がない者

評 価 項 目				点数	評価年数
総合評価点				100.0	—
A 技術評価点				50.0	—
1 会社の施工実績				35.0	※2 過去5年間
① 成績評価点				25.0	
過去5年間に多摩地区で施工したEランク以上の当局総価契約案件工事（水道施設工事）の実績を評価する。過去5年間に元請受注者として通知された全成績評定点を平均し、A～Mの評価を行い成績評価点とする。 ただし、元請受注者として通知された全成績評定点の件数が資格要件として必要な工事実績件数に満たない場合、不足する工事実績件数を、元請成績評定点6.5点で施工したものとみなして全成績評定点に加えて平均し、A～Mの評価を行い成績評価点とする。		A	75点以上	25.0	
		B	74点以上75点未満	23.5	
		C	73点以上74点未満	22.0	
		D	72点以上73点未満	20.5	
		E	71点以上72点未満	19.0	
		F	70点以上71点未満	17.5	
		G	69点以上70点未満	16.0	
		H	68点以上69点未満	14.5	
		I	67点以上68点未満	13.0	
		J	66点以上67点未満	11.5	
		K	65点以上66点未満	10.0	
		L	60点以上65点未満	5.0	
		M	60点未満	0.0	
② 施工実績評価点				5.0	
過去5年間に多摩地区で施工したEランク以上の当局総価契約案件工事（水道施設工事）の実績を評価する。過去5年間の施工実績額を合計し、A～Cの評価を行い施工実績評価点とする。なお、下請負実績も評価対象とし、下請負金額を施工実績額とする。		A	1.6億円以上	5.0	
		B	4千万円以上1.6億円未満	3.0	
		C	4千万円未満	0.0	
③ 信頼性・社会性評価点（上限5点）				5.0	※1 過去3年間
過去3年間に表彰された実績を評価する。なお、実績が複数ある場合には、それぞれの評価点の合計を評価する。		当局総価契約案件工事（水道施設工事）、工事請負単価契約での優良工事表彰・公表実績		3.0	
申請年度の12月31日時点で直近の過去3回に表彰された実績を評価する。 なお、実績が複数ある場合には、それぞれの評価点の合計を評価する。		当局水道工事イメージアップコンクールでの表彰・公表実績	最優秀賞、優秀賞 審査員特別賞、優良賞 アイデア賞、事例集活用賞	2.0	
				1.0	
単価契約工事又は緊急施行工事の実績 ※3				1.0	
2 配置予定技術者の能力（上限10点）				10.0	申込時
施工体制評価点（上限10点） ※4				10.0	
①	専任の主任技術者（1級技術者に準ずるもの） ※5			4.0	
	専任の主任技術者（2級技術者に準ずるもの） ※5			3.5	
	専任の主任技術者（その他の技術者） ※5			3.0	
②	専任の配水管工（大口径）1名以上			3.0	
	専任の配水管工（大口径）としてスーパー配管工が配置されている			3.0	
3 災害協定等に基づく地域貢献（上限3点）				3.0	※2 過去5年間 ※1 過去3年間 申込時
災害協定等に基づく活動実績評価点 ※6		活動実績		3.0	
		出動準備		1.0	
災害協定等の締結実績 ※3				1.0	
4 緊急時の対応能力				2.0	申込時
緊急時の対応能力に対する評価点				2.0	
5 減点評価				(-5.0)	※1 過去3年間
指名停止等による減点（上限-5）				(-5.0)	
過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。 ※複数の契約申込がある場合には、それぞれの契約で減点評価する。	停止期間	1か月まで		(-1.0)	
		1か月を超え3か月まで		(-2.0)	
		3か月を超え6か月まで		(-3.0)	
		6か月を超え12か月まで		(-4.0)	
		12か月を超え24か月まで		(-5.0)	
B 価格評価点				50.0	—

※1 過去3年間とは、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。
※2 過去5年間とは、令和2年4月1日から令和6年12月31日までの期間である。
※3 詳細は、資料2-4/4「（補足）評価対象一覧」のとおり。
※4 契約後、技術者に変更が生じ施工体制評価点（上限10点）が下がる場合には、申込時の施工体制評価点以上の体制が確認できるまでは、原則新たな発注は行わない。また、当局の判断で虚偽申請として取り扱う場合がある。
※5 複数の届け出がある場合は、点数の高い者を評価する。
※6 令和6年能登半島地震に伴う水道施設復旧工事については、派遣期間によらず令和6年5月31日を基準として評価する。

「給水装置工事（〇〇市）請負単価契約」の評価内訳

評価項目				点数		
総合評価点				100点		
A 技術評価点				50点		
1 会社の実績・体制				31点		
(1)成績評価点				15点		
①過去3年間（※1）において当該契約の実績あり ※2	年度ごとに通知された成績評定点を平均し、A～Fで評価を行い、年度点数を決定する。ただし、年度の平均評定点が60点未満の場合はGとする。決定した年度ごとの点数を平均し、成績評価点とする。	A	70点以上	15.0		
		B	68点以上70点未満	13.0		
		C	66点以上68点未満	11.0		
		D	64点以上66点未満	9.0		
		E	62点以上64点未満	7.0		
		F	60点以上62点未満	5.0		
		G	60点未満	0.0		
		②過去3年間において当該契約の実績なし	H		5.0	
(2)施工実績評価点				10点		
①過去3年間において当該契約の実績あり ※2	年度ごとの年間施工実績金額をa～cで評価を行い、点数を決定する。決定した年度ごとの点数を平均し、施工実績評価点とする。	a	基準金額（※7）以上	10.0		
		b	基準金額の2分の1以上基準金額未満	8.0		
		c	基準金額の2分の1未満	6.0		
②過去3年間において当該契約の実績なし	申込時点の「給排水衛生工事」の格付等級により各ランクに分け、評価する。	格付A		8.0		
		格付B				
		格付C		6.0		
		格付D				
格付X		4.0				
(3)単価契約工事又は緊急施行工事の実績による評価点 ※3				上限1点		
過去3年間に、次の対象工事の契約実績がある者を評価する。 ※単価契約工事の実績の評価対象は、次のアからイまでの契約の実績とする。 ア 当局発注の工事請負単価契約のうち[09 給排水衛生工事]に該当するもの イ 多摩水道緊急工事請負単価契約、多摩水道整備工事請負単価契約 ※緊急施行工事の実績の評価対象は、当局発注の災害時における緊急施行工事を完了した実績とする。				1.0		
(4)信頼性・社会性評価点				上限5点		
過去3年間における、東京都発注の総価契約工事（給排水衛生工事）、当局総価契約工事（水道施設工事）、工事請負単価契約での優良工事表彰・公表実績				3.0		
申込年度の12月31日時点で直近の過去3回の当局イメージアップコンクールにおける表彰・公表実績			最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞、優良賞			2.0
			アイデア賞、事例集活用賞			1.0
申込時点で当局と災害協定の締結がある場合 ※3				1.0		
2 配置予定技術者の能力				17点		
(1)専任の主任技術者の保有資格による評価点 ※4 ※6				上限12点		
1人目	給水装置工事主任技術者		4.0			
	管工事施工管理技士（1、2級）		4.0			
	配管技能士（1、2、3級）		2.0			
2人目以降	給水装置工事主任技術者		2.0			
	管工事施工管理技士（1、2級）		2.0			
	配管技能士（1、2、3級）		1.0			
(2)有資格者の経験による評価点 ※5 ※6				上限5点		
右の資格を取得後、10年以上の実務経験を有する	給水装置工事主任技術者		1.0			
	管工事施工管理技士（1、2級）		1.0			
	配管技能士（1、2、3級）		1.0			
3 緊急時の対応能力				2点		
緊急時の対応能力に対する評価点				2.0		
4 減点評価				(上限-5点)		
過去3年間において、東京都発注の工事で指名停止になった期間及び都指定給水装置工事事業者の違反事実に係る処分基準において、指定の効力停止となった期間を減点する。また、停止処分が複数ある場合には、それぞれの点数の合計を減点する。 ※複数の契約申し込みがある場合には、それぞれの契約で減点評価する。	停止期間	1か月まで	-1			
		1か月を超え3か月まで	-2			
		3か月を超え6か月まで	-3			
		6か月を超え12か月まで	-4			
		12か月を超え24か月まで	-5			
B 価格評価点				50点		

- ※1 過去3年間とは、令和4年4月1日から令和6年12月31日までをいう。
- ※2 「1（1）成績評価点」及び「1（2）施工実績評価点」はこの期間のいずれかに成績評定が通知された実績があれば、それを評価対象とする。
- ※3 詳細は、資料2-4/4「（補足）評価対象一覧」のとおり。
- ※4 1人目が保有していない資格を2人目以降が保有している場合は、当該資格については1人目と見なし評価する。
- ※5 当該契約に専任した有資格者及び専任以外の有資格者について評価する。
また、1人が複数の資格を保有している場合は、それぞれの資格ごとに加算する。
なお、有資格者の経験年数は、本案件申込締切日時点(令和7年1月8日)で、資格取得後10年以上経過している有資格者を評価する。
- ※6 契約後、資格者に変更が生じ、2（1）及び2（2）を合わせた施工体制評価点（上限17点）が下がる場合には、申込時の施工体制評価点の体制が確認できるまでは、原則新たな発注は行わない。
- ※7 基準金額は主たる履行区域内における受注者の平均施工金額とする。

(補足) 評価対象一覧

1 「単価契約工事の実績」における評価対象契約

(1) 多摩水道整備工事

当局発注の工事請負単価契約のうち、業種〔04 水道施設工事〕に該当するもの

(2) 給水装置工事（〇〇市）

ア 当局発注の工事請負単価契約のうち、業種〔09 給排水衛生工事〕に該当するもの

イ 多摩水道緊急工事請負単価契約、多摩水道整備工事請負単価契約

2 「緊急施行工事の実績」における評価対象工事

当局発注の災害時における緊急施行工事を完了した実績（※上記 1（1）に該当する契約での緊急施行工事を除く）

3 「災害協定等の締結実績」における評価対象協定

(1) 多摩水道整備工事

ア 災害時における応急対策業務に関する細目協定

イ 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定

ウ 災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定

エ 震災時非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定

オ 応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定

(2) 給水装置工事（〇〇市）

ア 災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定

イ 災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定

ウ 震災時非常災害時における水道工事用材料の供給に関する協定

工事希望票兼予定監理技術者等調書

令和 年 月 日

社 名 所在地 代表者			東京都受付番号						
	役 職 名	建設業許可番号							
	職 氏 名	大臣 ・ 知事							
	会社連絡先	FAX	(特・般) 第 号						

希望する工事	整理番号	-----	件名					
	希望理由			業 種				
				格付	等級	順位		

※施行中の工事（局発注分）	契約番号	件 名	工 期	R 年 月
		受注金額 千 円		R 年 月
	契約番号	件 名	工 期	R 年 月
		受注金額 千 円		R 年 月
	契約番号	件 名	工 期	R 年 月
		受注金額 千 円		R 年 月

配 置 予 定 技 術 者	建設業法で定める監理技術者又は、主任技術者のどちらか一方を記入	監理技術者 氏 名	交付番号（監理技術者資格者証） 第 _____ 号
		主任技術者 氏 名	
	予定技術者の従事中工事の有無についてどちらか一方を○で囲むこと。 有 ・ 無		東 京 都 確 認 欄
	「有」の場合は、下記の件名等を記入すること。 件 名： 発注者名： 工 期： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		主任技術者の雇用確認 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 雇用保険被保険者証 ☐ 住民税特別徴収税額通知書 ☐ 履歴事項全部証明書 ☐ その他

注1 日付は、「入札参加申し込み」書類提出日とする。

注2 施行中の工事は本票記入時点とする。

経歴書（主任技術者）

氏 名

学 歴		
卒業年月	学校名	学部・学科等

職 歴

期間（西暦年月）						月数	契約件名（工事件名）	所属会社名
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
年	月	～	年	月				
合計								

注 1 学歴欄には、配置予定技術者における主任技術者として申込案内で必要とされている学歴を記載すること。

2 職歴欄には、配置予定技術者における主任技術者として申込案内で必要とされている職歴及び実務経験を記載すること。

経歴書（主任技術者）

氏 名	水道 太郎
-----	-------

学 歴

卒業年月	学校名	学部・学科等

職 歴

期間（西暦年月）						月数	契約件名（工事件名）	所属会社名			
2009	年	5	月	～	2009	年	11	月	7	八王子市元本郷〇丁目△番地先 配水小管布設替工事	△△株式会社
2010	年	4	月	～	2015	年	3	月	60	多摩水道維持補修工事請負単価契約	株式会社〇〇
2015	年	4	月	～	2024	年	3	月	108	多摩水道整備工事請負単価契約	株式会社〇〇
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
	年		月	～		年		月			
合計							175				

注 1 学歴欄には、配置予定技術者における主任技術者として申込案内で必要とされている学歴を記載すること。

2 職歴欄には、配置予定技術者における主任技術者として申込案内で必要とされている職歴及び実務経験を記載すること。